#### 国第 百 八 会回 院 法 務 委 会 会 議 録 四

			日   おけまします   日   日   日   日   日   日   日   日   日
死亡事案こ関する牛)			国务大臣
(名古屋出入国在留管理局における)	嘉田由紀子君	嘉田由	
〇法務及び司法行政等に関する調査	鉄美君	髙良	
〇政府参考人の出席要求に関する件	拓君	山添	
本日の会議に付した案件	徹君	東	
	博崇君	石川	
策室長	真勲君	白	
待防止等総合対 * 等	雄平君	片	
ラマ 全 ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ	正昭君	山崎	
官房審議官	まさこ君	森丰	
文部科学省大品	資麿君	福岡	
<b>庁次長</b>	雅治君	中川	
	裕之君	加田	
法務省人権擁護	広君	岡田	
法務省矯正局長			委員
法務省刑事局長	孝典君	川合	
法務省民事局長	伸夫君	安江	
審議官	芳生君	有田	
法務省大臣官	克法君	高橋	
局審議官金融庁総合政策	真人君	清水	
審議官			理事
警察庁長官官房	克夫君	矢倉	委員長
審議官警察庁長官官房			出席者は左のとおり。
審議官	眞勲君	白	真山 勇一君
政府参考人	雄平君	片	岡田 直樹君
女牙交牙	1.	補欠選任	辞任
常任委員会専門			三月二十八日
事務局側	直樹君	岡田	山下 雄平君
法務大臣政務官	1.	補欠選任	辞任
大臣政務官			三月二十四日
厚生労働副大臣			委員の異動
文部科学副大臣			
副大臣			午前十時開会
法務大臣			令和四年三月二十九日(火曜日)

**伝務大臣** E任委員会専門 公務大臣政務官 **序生労働副大臣** (部科学副大臣 加田 池田 古川 佐藤 久保田正志君 禎久君 裕之君 英道君 佳隆君 染症への対応に関する件) 関する件) (交通事故被害者の精神的二次被害防止に関す (インターネット上の誹謗中傷をめぐる問題に (選択的夫婦別氏制度に関する件) (ウクライナからの避難民の受入れに関する件) (児童虐待の防止に関する件) (刑事収容施設における新型コロナウイルス感

○委員長(矢倉克夫君) ただいまから法務委員会

住友

一仁君

新田

慎

君

吉住

啓作君

有泉

秀君

紀子君

の補欠として白眞勲君が選任されました。 を開会いたします 委員の異動につきまして御報告いたします。 昨日までに、真山勇一君が委員を辞任され、 そ

与えている事態でもあります。

ざいませんでしょうか。 の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府大臣官 房審議官吉住啓作君外十一名を政府参考人として 関する件についてお諮りいたします。 出席を求め、その説明を聴取することに御異議ご ○委員長(矢倉克夫君) 法務及び司法行政等に関する調査のため、本日 政府参考人の出席要求に

川原 金子 柴田

隆司君

修君

佐伯

紀男君

裕子君

う決定をいたします。 ○委員長(矢倉克夫君) [「異議なし」と呼ぶ者あり] 御異議ないと認め、 さよ

淵上 西山

孝君

卓爾君

岸本

武史君

在留管理局における被収容者の たいと思います。 〇山下雄平君 自由民主党の山下雄平です。 する調査を議題とし、質疑を行います。 ○委員長(矢倉克夫君) 質疑のある方は順次御発言願います。 今日は、まずウクライナ問題についてお伺いし ロシアのウクライナ侵略をめぐり、ウクライナ 法務及び司法行政等に関 ンドにおけるウクライナ避難民受入れの状況や課

(法務大臣のポーランドへの派遣に関する件) りました。今朝の報道では、一日からポーランド 者を乗せてくるというような報道もされておりま 使としてポーランドに派遣されるということにな 避難民の受入れに向けて古川法務大臣が総理の特 に政府専用機で行かれて、そして帰りの便に希望

ございます。そしてまた、この度の事態は、ウク また古川法務大臣のポーランド派遣の意義、狙い すけれども、固まっていらっしゃること、そして ライナの方々にとってこれはもう耐え難い苦痛を こういったものを踏みにじる大変許し難いことで ナ侵略は、法の支配あるいは基本的人権の尊重、 ○国務大臣(古川禎久君) ロシアによるウクライ についてお伺いさせていただければと思います。

クライナからの避難民について政府一体となって しております。 必要な支援を行っていくということを確認をいた 避難民対策連絡調整会議が設置をされまして、ウ するため、官房長官をヘッドとしますウクライナ 我が国としましては、ウクライナ避難民を支援

多くの避難民を受け入れているポーランドに出張 ライナ避難民の支援策等について詳細かつ具体的 に検討する必要があるということから、今御指摘 するよう総理から御指示があったところでござい 議長であります法務大臣の私が特使として、最も をいただいたとおり、この連絡調整会議の共同副 この会議において、周辺国に避難しているウク

いただいているところです。まだ確定いたしてお 立って週明けに帰国する予定で調整を進めさせて 四月一日金曜日夜に政府専用機で東京羽田空港を りません。 出張スケジュール等につきましては、日本時間

'能な限り速やかに現地に赴きまして、ポーラ

法務委員会会議録第四号 令和四年三月二十九日 【参議院】

うふうに考えております かつ効果的な人道的支援につなげていきたいとい することによってウクライナ避難民に対する必要 題、これらを直接見聞をして、ポーランド政府要 人と会談するなどし、 現地のニーズを的確に把握

的なことを申し上げられるような段階にはござい ことについては調整中でございまして、まだ確定 帰りの便に避難民を乗せてくるのかというような ません。 また、委員から今ちょっとお触れになりました

尽力いただければと思います。 だという姿勢を見せるためにも、法務大臣には御 〇山下雄平君 是非、国際社会が連帯しているん

次に、交通事故問題についてお伺いしたいと思

要だと思います。 済する、被害者の思いに寄り添うことも非常に重 も、不幸にして被害者になってしまわれた方を救 人を処罰するのが主眼の法律だと思いますけれど 自動車運転致死傷行為処罰法は事故を起こした

についてまずお伺いしたいと思います。 で被害者の声を取り入れたのかどうか、そのこと この自動車運転致死傷行為処罰法の立法の過程

○大臣政務官(加田裕之君) 御質問にお答え申し

して常時御出席していただきました。 や被害者支援団体で活動されている方にも委員と おきまして、被害者支援に精通した弁護士の先生 す。その答申に先立つ法制審議会の刑事法部会に に対する答申を踏まえて立案したものでございま は、平成二十五年三月の法制審議会から法務大臣 お尋ねの自動車運転死傷処罰法につきまして

りまとめられたものでございます。 まして、それらを踏まえつつ、考え得る対応そし 整備に関する御意見、御要望を直接お伺いいたし りましてヒアリングを行いました。そして、罰則 交通事犯の被害者団体の方々から、二日間にわた て方策案を抽出した上で審議が行われ、 議論の前提といたしまして、まず、合計十三の 要綱が取

> の方の方に寄り添うようにしっかりと慎重審議し に、被害者の御家族の皆様方の声や団体、専門家 も求められておりましたが、委員の御指摘のよう て反映したところでございます。 当時、 社会的に大変関心がありまして、迅速さ

| 責任をめぐって、加害者側が契約する損害保険会 が刑事事件として決着した後も、事故の民事的な 尊厳を傷つける精神的な二次被害が起きていると う観点で看過できないことがあります。交通事故 〇山下雄平君 この被害者の思いに寄り添うとい 害者側との間で民事訴訟に発展した事案では特に いうふうに耳にしています。その全体像を把握す 察します。 そうしたことが多いのではないかというふうに推 るのは難しいと思いますけれども、損保会社と被 社の対応、言動によって被害者やその家族の心と

訴訟になった割合というものを政府として把握さ れているかどうかをまずお聞かせください。 人身事故において被害者側と損保会社側が民事

と承知しております。 る対人賠償のうち民事訴訟になっておる割合につ きましては、保険金の請求件数の一から二%程度 ○政府参考人(有泉秀君) お答え申し上げます。 主要損保各社によりますと、自動車保険におけ

ないということです。 て被害者やその家族が苦しんでいる場合も少なく 会社なので、支出を増えないように保険金を抑え いるということです。損保会社というのは民間の んけれども、行き過ぎた対応、言動、主張によっ ようとするのは仕方がないことなのかもしれませ 〇山下雄平君 一から二%が訴訟にまで発展して

ましては、交通事故が発生した場合、所要の捜査 を行うとともに、交通事故被害者等に対して必要 ずは警察庁にお聞きしたいと思います。 ○政府参考人(新田慎二君) 都道府県警察におき 態、現状を把握していらっしゃるでしょうか。ま この交通事故をめぐる精神的な二次被害の実

支援に当たりましては、被害者の手引を交付す

h, 談内容について把握しているものではありませ も紹介しているところですが、警察では個別の相 るなどし、

か、お聞かせください

に関わる精神的な二次被害の実態や現状等につい ŧ 故を含む様々な人権相談に応じておりますけれど ては把握しておりません。 法務省の人権擁護機関におきましては、 委員御指摘の損害保険会社の保険金支払対応

り、相談者に寄り添った対応に努めているところ としてはどうでしょうか、 相談を金融サービス利用者相談室で受け付けてお ○政府参考人(有泉秀君) 金融庁では、金融サービスに関する一般的な御 お答え申し上げます。 お聞かせください。

は言えない点は金融庁としても課題として認識し に関しては、必ずしも十分な把握ができていると や ております。 他方で、委員御指摘の交通事故の被害者の方 あるいはその御家族の方の精神的な二次被害

す。 きていないということも非常に問題だと思いま 〇山下雄平君 政府として、関係省庁で把握がで

はないかというふうに想像します。 殺にまで追いやられた方もいるということも伺っ る、萎縮どころか心を傷つけられ、自殺未遂や自 を思い出したくもないと思っている方が少なくな は、訴訟にならなかった事案でも起きているので しているという指摘もあります。こうした問題 いと思われます。そうした中で、民事で争うこと ております。言葉の暴力が横行している、 になり、心ない言葉、主張で当事者が萎縮してい そもそも、被害者も被害者家族も、事故のこと

把握し、改善を図っていくべきではないでしょう 損保会社を所管する金融庁として、更に現状を

その中で損害賠償等に関する相談窓口

〇山下雄平君 では、法務省ではどうでしょう

〇政府参考人(松下裕子君) お答えいたします。 交通事

〇山下雄平君 では、損保会社を所管する金融庁 でございます。

常態化 います。

か。考えをお聞かせください。

作っておりますけれども、この中で、被害者側の マニュアルに定めまして、研修などを通じて職員 明を行うなど、被害者の方の保護にも十分に配慮 ○政府参考人(有泉秀君) お答え申し上げます。 ものと承知しております。 います。これを受けまして、損害保険各社におい して示談交渉を行うよう求めているところでござ 主張をよく聞いた上で、丁寧かつ分かりやすい説 ては、被害者対応に係る心構えや留意点を自社の は保険会社向けの総合的な監督指針というのを へ周知徹底を図るなど具体的な対応を進めている 被害者の方への対応につきましては、金融庁で

真摯に耳を傾けましてより一層丁寧な対応を行っ 者やその御家族の心情面に寄り添った対応を促し 応につきましては、先ほども申し上げましたとお り、より一層の取組が必要だと認識しておりまし てまいりたいと考えております。 ていくとともに、損害保険業界に対しても、 て、金融庁としては、 他方で、委員御指摘の精神的な二次被害への対 被害者の方からの御相談に

〇山下雄平君 是非とも強力に促していただかな いとこの現状は変わらないと思いますので、 層の努力をお願いしたいと思います。 より

いう話もありました。誰もが交通事故の被害にな 支援は法務省の役割でもあろうかというふうに思 通事故を含めて、犯罪被害者やその家族の救済、 という側面もあろうかというふうに思います。交 なので、被害者の方はなかなか進んで話しづらい る可能性があります。民事の問題は金銭賠償の話 また、実態について法務省は把握していないと

べきかと考えていらっしゃるか、 法務省として今後この問題にどう取り組んでいく 大臣はどのように感じられたでしょうか。また、 お聞かせください。 これまでのこの質疑のやり取りを聞いて、法務 大臣のお考えを

○国務大臣(古川禎久君) これまで政府においては、犯罪被害者等基本法 お答えいたします。

たって見直しをして、鋭意この取組を現在も進め めに計画を定めております。 の理念に基づきまして、様々な施策を推進するた ておるところでございます その計画も累次にわ

理念であるというふうに思っております。 ておりますし、それこそが犯罪被害者等基本法の 援をすることは、これは大事な観点であると思っ り戻すことができるように、よりきめ細やかな支 それらの方々が被害から回復をし平穏な生活を取 御遺族が置かれた状況をよく理解するとともに、 犯罪の被害に遭われた方、それからその御家族、 論として申し上げれば、この交通事故を含めて、 の立場にはないわけでございますけれども、 損害保険会社を監督する立場には、法務省はそ 一般

たいというふうに思っております。 を支援する取組の更なる推進、充実に努めていき けながら、関係府省庁と連携をして犯罪被害者等 害者あるいは御家族、御遺族のお声に常に耳を傾 法務省は、今後も、政府の一員として、その被

思います。 いかと思いますので、是非留意をお願いしたいと ので、そこがこれまで見過ごされていたのではな が終わったら決着というふうな形になりがちです いただければと思いますし、 いて、その思いに応えられるような行政に努めて 〇山下雄平君 是非とも、情に厚い大臣ですか そうした声にじかに、直接耳を傾けていただ ともすれば刑事事件

確定した刑事事件の内容とは違うことを民事訴訟 ません。交通事故の被害者の方とお話しすると、 通事故のほとんどは過失犯なので対象となってい 現在は故意犯に限ってしか利用できないので、交 償命令制度という制度があります。この制度は、 加害者に損害の賠償を命じることができる損害賠 に引き続き損害賠償請求についての審理を行い、 で主張されることもあると伺いました。損害賠償 令制度の対象を拡大してほしいという声も上 また、刑事事件を担当した裁判所が有罪判決後

損害賠償命令制度を過失犯の交通事故にまで拡

が

大することが難しい理由、 ば、課題についてお聞かせいただければと思いま 課題があるのであれ

を対象とすることが相当であると考えられたとこ 易迅速な手続で審理するのが相当と思われる犯罪 等による損害賠償請求に係る紛争を刑事手続の成 ろでございます。 めには、救済の必要性が強く認められ、 る制度でありまして、同制度を円滑に運用するた 果を利用して簡易迅速に解決することを目的とす 〇政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。 委員御指摘の損害賠償命令制度は、犯罪被害者 かつ、簡

罪が選定されているところでございます。 おいて認定された事実を基に簡易迅速な手続で民 身体的、精神的に疲弊して通常の民事訴訟を提起 事上の請求についての判断をすることができる犯 救済の必要性が強く認められ、 することが困難であると思われる犯罪であって、 より人を死傷させた罪など、被害者等が類型的に そこで、対象犯罪としては、故意の犯罪行為に かつ、刑事手続に

もあるなど専門的な判断を要する事項が多いと思 かったものでございます。 図ることとする損害賠償命令制度にはそぐわない 決を図る必要があることなどからすると、刑事手 われること、保険会社が絡むような事件について 通事件の専門部や集中部が設けられている裁判所 ては、過失割合などの審理に時間を要し、現に交 と考えられたため、同制度の対象犯罪とはされな 続を利用して簡易迅速な審理により紛争の解決を は加害者と被害者だけでなく保険会社も含めて解 につきましては、交通関係の民事訴訟におきまし 委員御指摘の交通事故に係る過失運転致死傷罪

ようにという主眼にも合致していると思いますの するという思いは、恐らく先ほど大臣がおっ 〇山下雄平君 恐らく故意犯でも専門的に審理し しゃった、一日でも早く平穏な日常を取り戻せる なければならないと思いますし、簡易迅速に救済 いうふうに思っております。 是非とも省内でも更に検討をいただければと

> ぐに現場に駆け付けられる対応が不可欠だと思い てしまいました。 町、現唐津市でも、警察署が幹部派出所に変わっ ます。けれども、全国的には警察署や交番の削 には、事故直後の速やかな捜査、現状の把握が必 要だと思いますけれども、そのためには警察がす 事故後に被害者と加害者側の紛争を避けるため 縮小が進んでいます。私の生まれた町、呼子

さい。 たことになっているんでしょうか、 などの統廃合、縮小が進んでいますけれども、警 や大阪、奈良や宮崎など、全国複数の府県で交番 察庁として予算や人員などの削減を進めてこうし 調べてみると、地方部だけではなくて、神奈川 お聞かせくだ

○政府参考人(住友一仁君) 御答弁申し上げま

として指導してまいります。 在所の設置に係る予算ですとかその勤務員の削減 すが、これについて、警察庁において、交番、駐 えず見直しが行われているものと承知しておりま 察において、その予算の範囲内で、地域警察運営 に向けた取組が進められるよう、引き続き警察庁 いて、住民の要望等を踏まえ、安全、 を進めるといったことは指導しておりません。 に判断をして、適正、合理的なものとなるよう絶 いったものにつきましては、これは各都道府県警 規則、これに基づきまして、治安情勢等を総合的 いずれにいたしましても、各都道府県警察にお 交番、駐在所の設置、再編や勤務員の配置と 安心の確保

| どの再編や市民への説明について都道府県県警を お聞かせください。 〇山下雄平君 それでは、警察庁として、交番な どう指導していかれるおつもりなのでしょうか、

○政府参考人(住友一仁君) お答え申し上げま

おいて、地域警察運営規則に基づいて、治安情勢 いうことにつきましては、これ各都道府県警察に 等を総合的に判断して、適正、合理的なものとな 今も申し上げましたが、交番、駐在所の再編と

のとなるように、引き続き我々としても都道府県 番、駐在所の再編に際しては、地域住民の意見を と承知をしているところでございますが、この交 るよう、これは絶えず見直しが行われているもの た上で交番又は駐在所の設置が適正、 よう配慮するなどし、そして地域住民の理解を得 聞き、地域住民の方々が不安を感じることのない 警察を指導してまいります。 合理的なも

そのことについて、最後お聞かせいただければと 思います。 が若干大丈夫なのかというふうにも思いました。 リランカ人女性の名古屋入管の死亡事案につい 〇山下雄平君 最後、一分だけですけれども、 て、ビデオも私も見ましたけれども、

○政府参考人(西山卓爾君) 委員御指摘の点につ ざいます。 改善策として、速やかに基準を定めて通訳等を積 務者らとウィシュマさんとの間の意思疎通に問題 極的に活用することという点を示したところでご これで、これを踏まえまして、調査報告書では、 が生じることがあったという指摘がございます。 きましては、調査報告書におきましても、看守勤

図ることなどを内容とする指示文書を発出したと 収容者からの体調不良の訴えを職員が聞き取る際 ころでございます には機械翻訳機器を活用するなどして意思疎通を による診療時には原則通訳人を手配すること、被 これを受けまして、当庁におきましては、医師

〇山下雄平君 以上、 導を行ってまいりたいと考えております。 今後も、適切に運用するよう、適切に必要な指 質問を終わります。

亡くなりになりました。もし彼女が生きていたな らば、恐らくスリランカに戻っていても今青春を が、昨年の三月六日に名古屋入管で三十三歳でお ○有田芳生君 立憲民主党の有田芳生です。 とうございました。 スリランカ人女性ウィシュマ・サンダマリさん

第三部

としてこの世界に存在したんだと思うと、名古屋

人生がまだまだ可能性あふれるもの

謳歌をして、

入管のこの死亡事案というのは大変な出来事だと

方々、十代の方々とかも含めて。どうして日本の に怒りを感じて集まっている、二十代、三十代の けれども、その大きな特徴は、若い人たちが非常 国各地で集会などがこの一年間行われてきました してしまったんだろうか。 入管というのはそんなとんでもない出来事を起こ ウィシュマさんが亡くなったことによって、全

えて言えば事件が起きてしまったと私は考えてお れてきたにもかかわらず、ウィシュマさんの、あ 基づいて大きな問題があるという指摘が再三なさ くて、日本の入管体制というのが国際人権基準に ŧ 廃委員会、日本審査にも二回参加しましたけれど これ、私は、スイスのジュネーブの人種差別撤 そこでも、ヘイトスピーチの問題だけではな

さい。 が亡くなったのか、その内容についてお示しくだ ている、例えば二〇一七年以降、入管で何人の方 きたいですけれども、 とができるのかという視点から質問させていただ に、入管体制がどのように大きく変わっていくこ 今日は、二度とそういうことが起きないため 前提として、 入管が把握し

ございます。 おける被収容者の死亡事案の発生件数は十七件で し上げますが、二〇〇七年以降、入管収容施設に 数の御照会でよろしければ、 ○政府参考人(西山卓爾君) その件数をお答え申 二〇〇七年以降の件

せんか、人が亡くなっているんですから。 ○有田芳生君 もう少し詳細に語っていただけま 病死等もございます ○政府参考人(西山卓爾君) 死因につきましては

つきまして報告書を作成して公表しているところ 件のうち、ウィシュマさんの案件のほかに四件に るいはその防止策ということにつきまして、十七 それから、特に死因の究明、あるいは原因、 あ

○有田芳生君 二〇〇七年から今まで入管施設で

十七人の方が亡くなっていて、 なぜ報告書は四件

は、

を作成したということでございます。 ると認められたものについて検証を行い、 ○政府参考人(西山卓爾君) 特に検証の必要があ 報告書

○有田芳生君 検証の必要がないというのはどう いう意味なんでしょうか

○有田芳生君 十七人の方が亡くなっていて、四 ○政府参考人(西山卓爾君) これは、例えばでは んですか はなぜそういう調査報告書を作る必要がなかった に応じた対応は行っているところでございます。 になったものについて調査を行いましたし、それ とで、もちろん、その経緯とそれから自殺の原因 成するというところまではやっていないというこ まして、その検証というところまで、 おられます。その場合、自殺をした経緯等につき 人の方は検証された、報告書を作った。ほかの方 ございますが、被収容者の中に自殺をされた方が 報告書を作

ます。 こまでの必要を認めなかったということでござい が、報告書を作成するまでは至らなかったと、そ 〇政府参考人(西山卓爾君) 繰り返しになります

ました、同じことを。そのとき、五人の方がたし 見をいたしました。その後、理事懇で私は質問し さんの映像について、六時間二十八分、私たち拝 法務委員会の理事懇で、ウィシュマ・サンダマリ 人の心は分からないからだというふうにおっ でその五人の自殺された方の報告書がないのかと いうことに対して、当時、責任者の一人の方は、 か亡くなっているという発表でしたけれども、何 ○有田芳生君 去年の十二月二十七日に参議院の しゃった。

よね。 も、そのことについて一件も報告書はないんです とだと思うんです、病死も大変だけれども。で だけど、人が自ら命を絶つというのは大変なこ

ん、私が先ほど報告書、報告書と申し上げたの ○政府参考人(西山卓爾君) 申し訳ございませ

> るわけですけれども、今おっしゃった四件の報告 よって行われております ○有田芳生君 ウィシュマ・サンダマリさんにつ いての報告書というのはこれだけ膨大なものがあ して、もちろん庁内における必要な報告は書面に

尋ねでございます ○政府参考人(西山卓爾君) ちょっと、突然のお 書というのはどのぐらいのものなんですか。

| けれども、それでは、なぜウィシュマ・サンダマ ページ程度の報告書はこれまで作られてきたんだ ○有田芳生君 入管施設で人が亡くなっても十 ジ、例えばそのような分量でございます。 告書、公表の報告書が全部で十ページ、それから 元にございます二十九年の事例でいきますと、報 ましては、別添を除きますと本文だけで十六ペー もう一件、 リさんの件についてはこれだけ膨大な報告書は作 どのぐらいと分量でお尋ねでありますと、今手 令和元年十月付けの調査報告書につき

言って。

| も、この案件につきましては非常に重大な問題を られたんでしょうか。 うふうに考えております。 業を行ったがためにそれなりの分量になったとい かにしつつ、その問題点と改善策を探るという作 加わっていただいて、できる限り事実関係を明ら ムに外部の有識者、医師も含めた外部の有識者も そ、前例はないことでございましたが、調査チー ○政府参考人(西山卓爾君) 私どもとしまして 含んでいるというふうに考えまして、だからこ

どういう判断されたんでしょうか のケースは、それほど入管が大きな体制を取って て、そこではこれまでこれほどの報告書は作られ ○有田芳生君 しつこいようで申し訳ないんです こういう報告書を作らなければいけないと判断、 けれども、これまで十七人の方が亡くなってい なかったのに、なぜウィシュマ・サンダマリさん

つきましては、大変重大であるとともに社会的に し上げたように、今回のウィシュマさんの事案に ○政府参考人(西山卓爾君) もとより、先ほど申

公表した報告書が四件ということでございま ことを言われたので、びっくりしたんです、正直 それに応える必要があるということで、 らないからそういう報告書は作っていないという 案について、軽重を判断して報告書の厚み、 も大きく注目をされたところでございますので、 いっておっしゃったんです、当時。人の心は分か ただいた理事懇で、自殺者についての調査できな ○有田芳生君 ちょっと前提として、 が決まっているということではございません。 とでございまして、もとより、 りますのは、昨年十二月二十七日に質問させてい の調査体制を組んで詳細に調査を行ったというこ 申し訳ないんですけれども、やっぱり気にな 被収容者の死亡事 本当しつこ それなり 薄み

うか。 おっしゃっていましたけれども、どうなんでしょ でしょうか、五件。公表していなくてもあると 自殺者についての調査報告書というのはあるん

○政府参考人(西山卓爾君) をいたしております おり、庁内に報告するための書面というのは作成 先ほど申し上げたと

○有田芳生君 次に行きます

るんでしょうか。 が亡くなったその責任の所在というのはどこにあ 端的に聞きます。ウィシュマ・サンダマリさん

司法解剖の結果や専門医二名の見解を踏まえて、 シュマさんの死因についての責任の所在につきま 至っているところでございます。そのため、 門医らの見解によっても、各要因が死亡に及ぼし しては、ウィシュマさんの死因につきましては、 ○政府参考人(西山卓爾君) 過 た影響の有無、 しては、複数の要因が影響した可能性があり、 しては、明らかにすることは困難であると考えて 死因は病死と認められるものの、詳細な死因に関 機序を特定することは困難であるとの結論に 程度や、死亡に至った具体的な経 調査報告書におきま ウィ 専

た改善策を速やかに、 当庁といたしましては、 かつ確実に実施していくこ 今回の報告書で示され

おります。

てまいりたいと考えております。とが重要と考えておりまして、取組を着実に進め

○有田芳生君 死因が最終的に細かくこれだと特 へ しお話しになりましたけれども、ウィシュマ・サ ざ しお話しになりましたけれども、ウィシュマ・サ ざ しょう。責任の所在は名古屋入管にあるんじゃな マ しょう。

○政府参考人(西山卓爾君) その点につきましている状況でございます。責任につきまして、ここは、既にこの案件につきまして訴訟が提起されては、既にこの案件につきまして訴訟が提起されては、既にこの案件につきまして訴訟が提起されて

ていたんですか。
○有田芳生君 まあ、いつもの御答弁なんですけ

○政府参考人(西山卓爾君) 仮定の質問にはお答

○有田芳生君 名古屋入管に責任あったって明らいじゃないですか。だから、全国各地で若い人たちが集まって、入管の問題には興味なかった人たちが集まって、入管の問題には興味なかった人たちがまって、入管の問題には興味なかった人という。

さったんですか、お答えください。
したけれども、いずれもどういう体制で調査をなしたけれども、いずれもどういう体制で調査をない。その調査チームがありました。その調査チームがありました。

○政府参考人(西山卓爾君) 調査チームにつきましては、出入国管理部長を責任者として、本庁内の職員のほか、地方出入国在留管理局の職員の応援を得てチームを構成いたしまして、そのチーム接を得てチームを構成いたしまして、そのチームにつきましては、出入国管理部長を責任者として、本庁内していたものでございます。

することは困難でございます。等、事態が流動的でもございますので、明らかにおける人数につきましては、調査チームの構成なお、お尋ねの中間報告時点など特定の時点に

○有田芳生君 流動的であっても、合計で何人ぐ | でえることに歴史 ここしょす

| か。| | らいの中間報告の調査チーム体制だったんです

○政府参考人(西山卓爾君) 申し上げたとおり、

○有田芳生君 いや、おかしいでしょう。だっ 分からないけれども、入れ替わり立ち替わりかも 分からないけれども、入れ替わり立ち替わりかも 分からないけれども、入れ替わり立ち替わりかも 分からないけれども、それで入管の方々が、何人かは うっ。

延べ何人なんですか。

○百田寺上号 ごや、まと致えてくごさい。 ○政府参考人(西山卓爾君) 済みません、延べ人 をいこの場では困難でございます。 えがこの場では困難でございます。

●有田芳生君 じゃ、また教えてください。

○政府参考人(西山卓爾君) 最終報告書公表時点において約三十名、チームに参加していたという

○有田芳生君 細かいことなので次に行きますけ のぐらいの期間、調査をされて中間報告書という のばできたんでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 調査チーム自体は本件発生後間もなく構成しまして調査を始めておりますので、約一か月、中間報告までの間、約一か月調査をしたということでございます。

○政府参考人(西山卓爾君) 中間報告までの間に護師さんは入っていましたでしょうか。○政府参考人(西山卓爾君) 加わっております。

委員長、済みません、あっ、済みません、ただていなかったということでございます。おいては、今御指摘の医師等の外部有識者は入っおいては、今御指摘の医師等の外部有識者は入っける。

外部有識者も入っていたということでございまいまの答弁、訂正させていただきます。

○有田芳生君 済みません、外部有識者の中に医

○有田芳生君 それでは、核心部分についての質いうことでございます。

るポイントだったのか、具体的にお聞きをしてい十三歳でお亡くなりになった。どこが生死を分けウィシュマ・サンダマリさんが名古屋入管で三問を続けていきます。

と入管は把握されていましたでしょうか。ウィシュマさんの体調はいつから悪化していた|きます。

○政府参考人(西山卓爾君) 調査報告書によりますと、一月中旬頃から体調が徐々に悪化していっまり、一月中旬頃から体調が徐々に悪化していっまります。

○有田芳生君 一月十八日の看護師記録、何て書

○委員長(矢倉克夫君) 速記を止めてください。

○委員長(矢倉克夫君) 速記を起こしてくださ(速記中止)

失礼、速記を止めて。

○委員長(矢倉克夫君) 速記を起こしてくださ

びのです。
○政府参考人(西山卓爾君) 看護師記録の全部をお読みすると結構な量ではございます。どの点をお読みすると結構な量ではございます。どの点をある。

ら食欲不振、吐き気、腹痛を繰り返しているといも、ポイント部分です。例えば、一週間ほど前かた、それは看護師記録に出ているわけですけれどが、ウィシュマ・サンダマリさんの体調が悪化しが、ウィシュマ・サンダマリさんの体調が悪化し

さればトこらは間悪とう出ればららしで上げてう、そのポイントはあるわけですよね。うような、ああ、悪化してきているんだなとい

ども。 それ以外にも体調悪化の記述があるんですけれ

○**○有田芳主暦** 一週間まど前から食欲不辰、出き、 が上がる、食欲低下等々がございます。 悪い、悪い点といいますか不調な点というところ 悪い、悪い点といいますか不調な点というところ

○有田芳生君 一週間ほど前から食欲不振、吐き 気、腹痛を繰り返している、食べると胃が痛くな 気、腹痛を繰り返している、食べると胃が痛くな ずに経過観察中だったんだけれども、その後も体 ずに経過観察中だったんだけれども、その後も体 ずに経過観察中だったんだけれども、その後も体 ずに経過観察中だったんだけれども、その後も体 ずに経過観察中だったがですから、看護師の勧め で、初診、初めて庁内の内科医に診察受けていま で、初診、初診では、一週間ほど前から食欲不振、吐き

○政府参考人(西山卓爾君) どの点をお尋ねか、ちょっと聞き漏らしたかもしれません。申し訳ご

□ ○有田芳生君 時間もありますから。

内科医師の診療記録には、十日前から胃腸症、心電図を取る、それから検尿のみなんですけいる、最終的には二十キロ痩せてしまうんですけれども、初診のときに既に医師は体重が物すごく減っているという認識されているわけですよね。しかし、その初診のときに既に医師は体重が物すごくよ。薬は出されてない。それで間違いないですよる。薬は出されてない。それで間違いないです。

○政府参考人(西山卓爾君) 御指摘のとおりでご

○有田芳生君 しかも、それだけの症状が既に出 ○有田芳生君 しかも、それだけの症状が既に出 い、外部医療機関に連れていくわけでもないとい ないるにもかかわらず、点滴をやるわけでもな ないるにもかかわらず、点滴をやるわけでもな ないるにもかかわらず、点滴をやるわけでもな ないをだけますか。

○委員長(矢倉克夫君) 速記を止めてください。

〇委員長(矢倉克夫君) 速記を起こしてくださ

が こは非常に重要なポイントになってくるんです ますよね。その結果、教えていただけますか。こ ○有田芳生君 その採血の翌日に尿検査行ってい 血小板数三十一・四等々でございます。 球数が百、赤血球数四百九十、 ざいますが、 ○政府参考人(西山卓爾君) 一·二、MCH三十二·七、 ヘマトクリット値四九・六、MCV百 数値が挙げられておりまして、白血 報告書にも記載がご ヘモグロビン量十

○委員長(矢倉克夫君) すぐ出ますか

速記を止めてください。

○委員長(矢倉克夫君) 速記を起こしてくださ

臭等でございます。 血 ラス、たんぱく質プラス、ブドウ糖マイナス、潜 ○政府参考人(西山卓爾君) 失礼いたしました。 ウロビリノーゲンプラスマイナス、ケトン体プ 三プラス、色調褐色・混濁色、臭気アンモニア

○有田芳生君 ケトン体というのはどういう意味

○委員長(矢倉克夫君) (速記中止) 速記を止めてください。

○委員長(矢倉克夫君) 速記を起こしてくださ

尿病又は飢餓状態が考えられるところという説明 れるものであり、グルコース不足の原因として糖 に必要なグルコースが不足した際に体内で生成さ ○政府参考人(西山卓爾君) ケトン体は生体維持

態を示すのがケトン体 ○有田芳生君 つまり、それなんですよ。 飢餓状

査行われておりますが、その結果を教えてくださ この一回目の検査ではケトン体プラスなんだけ 重要なのは、二月十五日、 二回目の尿検

○委員長(矢倉克夫君) 速記を止めてください。

|○委員長(矢倉克夫君) 速記を起こしてくださ

などでございます。 プラス、ケトン体三プラス、たんぱく質三プラス 〇政府参考人(西山卓爾君) ウロビリノーゲン三

一うに把握されておりますか。 ○有田芳生君 それを当時の名古屋入管はどのよ

て、看護師は確認し、二月十八日の診療の際に庁 ○政府参考人(西山卓爾君) この点につきまし ざいます ことでございます。これは調査報告書に記載がご 内医師に対してこの尿検査を結果を伝えたという

| らず、医師である二名の外部有識者の御意見等を 的な検査等を行うことが望ましかったが、それが 内医師に確かに伝えられたか否かの判断はしてお 医師の方は、調査チームの聴取に対し、二月十八 て、問題点、 行われなかった原因は医療体制の制約にあるとし 踏まえ、二月十五日の尿検査結果を踏まえた追加 憶は定かではないというふうに述べております。 日の診療時に尿検査結果を把握したかどうかの記 ざいます。 結局、調査報告書においては、尿検査結果が庁 他方、これも調査報告書にございますが、庁内 要改善点を指摘しているところでご

○有田芳生君 医療体制の不備が問題じゃないん 値が出ているのに記憶がない。どこかの世界みた 告書によると、今答弁なさったように、尿検査結 う判断をして医師に伝えたんだけれども、最終報 常値です。異常値だから看護師さんは大変だとい 果を把握したかどうかの記憶は定かでない、異常 ス、ケトン体三プラス、たんぱく質三プラス。異 いんですか。そこがポイントなんですよ、生死を いな答弁というか発言している。これ問題じゃな ですよ。異常値ですよ。ウロビリノーゲン三プラ

○政府参考人(西山卓爾君) 先ほど御答弁申し上

とでございます たと言っている一方で、医師は記憶がないという ことで、それ以上の判断はされていないというこ げたように、調査結果では、看護師は医師に伝え

して慢性腎炎等による腎機能障害が生じていたこ いて、たんぱく質三プラスについては、可能性と があったと、医師は最終報告書でそう判断されて 機能障害といった代謝障害を招来している可能性 サンダマリさんが飢餓状態にあることを示唆して 質、異常値が出ていることに対して、総合診療科 体の問題、それからウロビリノーゲン、たんぱく ○有田芳生君 それで、最終報告書には、ケトン おり、このような状態であれば、電解質異常や腎 医師の見解として、生体が、つまりウィシュマ・ とが考えられる

だけど、やっていないんですよね。 ゲン三プラスという結果だけでも、 検査の結果であるウロビリノーゲン三プラスにつ もう一回やって異常の有無を確認すべきだったん も可能性としてはあった。つまり、 けではなくて、心不全や溶血性貧血といった病態 硬変といった肝疾患が代表的だけれども、 い。ウロビリノーゲンが検出されるのは肝炎や肝 いては何にも触れていないんですね。触れていな だけど、この最終報告書でも、二月十五日の尿 すぐに採血を ウロビリノー それだ

があるんですよ、生死を分けるポイントにおい れていない。だから、最終報告書には大きな欠陥 て。そう思われませんか。 だから、最終報告書にも、この総合的な所見で ウロビリノーゲン三プラスについては評価さ

者から、尿検査の結果を踏まえ、更なる検査の実 なかったことについては、医師以外の二名の有識 の尿検査結果を踏まえた追加的な検査等が行われ ○政府参考人(西山卓爾君) 御指摘の二月十五日 たと指摘はされております。 施や体調への配慮等の対応がなされるべきであっ

申し出た被収容者に受動的に対応していたのであ 師は週二回各二時間という限られた時間で診療を 他方、医師である二名の有識者からは、 庁内医

> あったと指摘しているところでございます。 り、こうした制約された医療体制にこそ問 問題が

○有田芳生君 医療体制に問題があったのは事実 本的に今の体質を変えられるとは思わないんです なんだけれども、 医療体制を改善すれば入管が抜

○政府参考人(西山卓爾君) お尋ねの文書でござ されたのか、教えてください 容者の健康状態及び動静把握の徹底について」と いう指示について、これはなぜこういう指示を出 二〇一八年ですけど、三月五日に発出した「被収 時間がないので、入国管理局長が平成三十年、

くなると、新たな医療体制あるいは報告書が出 書が出される。ウィシュマ・サンダマリさんが亡 ○有田芳生君 ンターにおいて発生した被収容者死亡事案に関す まえ、作成されたものと承知しております。 生を防止する観点から取りまとめられた項目を踏 いますが、平成二十九年三月に東日本入国管理セ る調査結果報告書において、新たな死亡事案の発 死亡事案が起きると、こういう文

番大事なんですが、時間帯による看守責任者等が の病状に応じた適切な措置を講じること。次が一 を仰ぐ又は速やかに医師の診察を受けさせるなど た上、次です、 は、その内容を十分に聴取することとともに、体 おり、被収容者から体調不良の訴えがあった場合 救急車の出動を要請すること。 症状にないと判断せず、ちゅうちょすることなく は、もう時間ないので中略します、安易に重篤な 当該被収容者への対応を判断せざるを得ない場合 温測定や血圧測定により身体状況を的確に把握し だけど、二〇一八年のこの文書を見て分かると 診察の要否について医師等の判断

ウィシュマさんの場合は全く放置じゃないです いるんだと私は思うんです。 二〇一八年にこういう指示出しているのに、 名古屋入管の責任が本当に問われて

う時間が来ましたのでやめますけれども、最後、 今日いろいろ準備してきたんですけれども、 ŧ

想をお聞かせください。簡単に、法務大臣、今日のやり取り聞いて、御感

○委員長(矢倉克夫君) 時間ですので、御簡潔に

○国務大臣(古川禎久君) 今、有田委員から、平 のときの反省は生かされていないのではないかと いうような趣旨の御指摘がございました。私は、 これは大変重く受け止めたいと思っています。 この名古屋の事案は、もうあってはならない事 案です。二度とこういうことが起きないように、 ない決意で、改めるべきは改めていくという姿勢 で臨んでまいります。

### ○有田芳生君 終わります。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございま

いうふうに思います。の後の対応等についてお伺いをしてまいりたいとの後の対応等についてお伺いをしてまいりたいとシュマ・サンダマリさんの死亡事案を受けて、そ私からも、昨年のスリランカ人の女性、ウィ

私の方も、報告書と、またビデオ、一部でございますが閲覧をさせていただきました。報告書等にもございますとおり、また先ほどの御答弁にもありました、死亡に至る機序が具体的には特定はのきました、死亡に至る機序が具体的には特定はできないという前提に立ちつつも、私自身、率直に改善すべき点が多々あったんだというふうに確に改善すべき点が多々あったんだというふうに確しております。

国家賠償訴訟も提起されておりますので、法的国家賠償訴訟も提起されておりますので、古川法務大臣にお伺いをいたしましては、ののようかと思いますが、国といたしましては、ある対応をお願いしたいというふうに存じます。

○国務大臣(古川禎久君) ウィシュマ・サンダマ なお言葉をお聞かせいただきたいと思います。 のようにしていくべきと考えておられるか、率直 本件事案を受けて、どのように思い、感じ、ど

らお悔やみを申し上げます。の意を表しますとともに、御遺族の皆様にも心かす。改めて、亡くなられたウィシュマさんに哀悼す。かが亡くなって、三月六日で一年となりま

このような被収容者の命を預かる施設において、収容施設において、あってはならない出来事でありまして、このようなことが二度と起きないように、今後もこの入管施設における入管行政のあるべき姿のために、しっかりあるべき姿になるあるべき姿のために、しっかりあるべき姿になるように、より良いものになるように、そういう誠実な姿勢で向き合っていかなければならない出来事であった思っております。

調査報告書については、先ほどの議論でも出ておりましたけれども、この調査報告書は、可能ななど外部の識者も交えて、御意見、御指摘をいただきながら幅広く論点を抽出して、そして改善点を取りまとめていただいたものだというふうに受け止めています。ここで示されております改善項目十二項目があるわけですけれども、これを速やかに確実に実行していく、これが何よりも重要だかに確実に実行していく、これが何よりも重要だいのように考えております。

その上で、やはりこの収容施設における在り方あるいは入管行政全般、こういうことについても様々な御意見があることは私もよく承知をいたしけながら、先ほども申しましたが、改めるべきは改めていく、より良いあるべき姿に近づけていく改めていく、より良いあるべき姿に近づけていく改めていく、より良いあるべき姿に近づけていくなめていく、よりというの収容施設における在り方のというによりである。

(続きまして、組織風土の改善の必要性についてい、このようにまず冒頭お願い申し上げます。い、このようにまず冒頭お願い申し上げます。た、二度とこうした悲劇を起こさないという、こた、二度とこうした悲劇を起こさないという、こか、二度とこうした悲劇を起こさないという、こか、一般できました。

もう既に行っているものと承知をしております。存の法制度の枠組みの中で様々な再発防止対策を今回の事案を受けまして、入管庁としても、既

通じた職員への指導などの方策も講じていくこと

しかし、個々の具体的な改善策を着実に実行することはもちろん重要ですが、入管庁の職員及び入管行政に携わる関係者の一人一人がしっかりと収容者等への人権意識を本当の意味で深めることを不可通じて、組織風土そのものを改善することが不可及だというふうに存じます。

その意味で、改善策の一環として出入国在留管ではないように努めていただきたいと存じます。もったも、理念的な標語にとどまる部分もあり、その性者を実際の職務の遂行に当たって現場に徹底させるための不断の取組がより重要だと考えます。の在り方を振り返ってその整合性を確認する機会を設けたりするなど、将来にわたって本件の教訓を風化させず、また当該使命と心得の内容が形骸を風化させず、また当該使命と心得の内容が形骸を風化させず、また当該使命と心得の内容が形骸を風化させず、また当該使命と心得の内容が形骸を風化させず、また当該使命と心得の内容が形骸を風化させず、また当該使命と心得の内容が形骸を風化させず、また当該使命と心得の内容が形骸を風化させず、また当該使命と心得の内容が形骸をしていように努めていただきたいと存じます。

○政府参考人(西山卓爾君) 御指摘の使命と心得 ○政府参考人(西山卓爾君) 御指摘の使命と心得 は、入管庁の全ての職員がウィシュマさんが亡く は、入管庁の全ての職員がウィシュマさんが亡く

といった取組を行っているほか、今後、研修等をら考え議論するというプロセスを経ながらこのような内容の使命と心得を策定したことが職員の意識改革の大きなきっかけとなったものと認識をしております。

入管庁においては、既に各課、部門執務室内等への掲示、携行用のカードサイズ版の作成、配付でおります。

収| ております。 人| 命と心得の着実な浸透を図ってまいりたいと考える| としておりまして、このような方策を通じて、使

○安江伸夫君 引き続きの浸透、これを徹底して

す。 医療提供体制等についてもお伺いをいたしま

本件の事案を受けまして、名古屋局における組織・運用改革の一環として、医療体制の強化、被網・運用改革の一環として、医療体制の強化、被総・運用改革の一環として、医療体制の強化、被総・運用改革の一環として、医療体制の強化、被

また、絶対に同種悲劇を起こさないためにも、名古屋局のみならずに全官署におきましても同様の観度だと考えます。全官署におきましても同様の観要だと考えます。全官署におきましても同様の観要だと考えます。全官署におきましても同様の観要だと考えます。全官署におきましても同様の観要だと考えます。

れまでに十項目が実施済みとなっております。 とれらの指摘を踏まえ、まず、名古屋局におき ましては、組織体制の強化として、非常勤医師の は 人では、組織体制の強化として、非常勤医師の また、入管庁では、昨年八月以降プロジェクトチームを設置し、調査報告書で示された十二項目の改善策を中心に組織、業務の改革を推進し、この改善策を中心に組織、業務の改革を推進し、この改善策を中心に組織、業務の改革を推進し、この改善策を中心に組織、業務の改革を推進し、これを対している。

策の徹底を指示したところでございます。 参考事例の共有を図るとともに、改めて再犯防止 十分な取組の官署がないかを確認し、その上で、 過去の再発防止策の実施状況の点検を指示し、不 御指摘の総点検につきましては、全官署に対し

に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりま 残る改善策二項目につきましても、早期の実施

## 〇安江伸夫君 ありがとうございます。

アップ、またチェックも重ねてお願いをしたいと がしっかりと伴っているように、不断のフォロー いうふうに存じます。 指示をされたということでありますが、 その実

きたいというふうに思います。 したが、意思疎通の関係についても指摘をしてお 続きまして、先ほど山下委員の方からもありま

化が不可欠だと存じます するべく、通訳人あるいは翻訳機器等の配備の強 なときにおいては殊更、本人の状況を正確に把握 切な対応につなげる前提条件であります。大変重 いたのか、私は疑問なしとはできませんでした。 マ・サンダマリさんが十分にどれだけ理解できて で周りの方に伝えられていたか、あるいは、看護 どしい日本語で御自身の思いを実際に本当の意味 ちましたけれども、サンダマリさん本人はたどた 命に御対応いただいているという印象も併せて持 のコミュニケーション、これが十分にやはり図ら ウィシュマ・サンダマリさんと入管庁の職員等と 要なことであります。 した。私自身も全体を通じて思ったことは、その 実際に私もビデオの閲覧を行わせていただきま 積極的にコミュニケーションを図ることは、適 等の皆様が発せられる言葉の意味をウィシュ ていなかったということを実感をしておりま 現場の看護師等の方々も所与の条件の下で懸 日頃から、また、特に今回のような体調不良 今回の教訓を十分に踏ま

師

訳機器の配備の実施状況、これがどうなっている 既に入管庁はこの点の対応を指示しているもの 通訳人や翻

ください あろうことにも鑑みまして、少なくともその時々 様々な母語を、 のかを確認をするとともに、入管の被収容者は の収容者の言語に対応できる通訳人等が配備され ていなければならないというふうに考えます。 この観点からの現状の対応状況についてお答え 言語を有する方がいらっしゃるで

じることがあったと指摘しております。 守勤務者らに正確に伝わらないなど、看守勤務者 に関してウィシュマさんが訴えたかった内容が看 らとウィシュマさんとの間の意思疎通に問題が生 ケーションについて、言葉の問題により体調不良 調不良を訴えるウィシュマさんとの間のコミュニ ○政府参考人(西山卓爾君) 調査報告書では、 体

ろでございます ろでございますが、調査報告書では、改善策の一 めて通訳等を積極的に活用することを示したとこ に把握できるようにするため、速やかに基準を定 て、必要の都度各官署において依頼しているとこ つとして、外国人である被収容者の体調等を正確 らかじめ本庁で取りまとめた通訳人名簿に基づい 入管収容施設で利用する通訳人については、あ

活用するなどして意思疎通を図ることなどを内容 良の訴えを職員が聞き取る際には機械翻訳機器を 則通訳人を確保すること、被収容者からの体調不 う、昨年九月、医師による診察時、診療時には原 ケーションが被収容者との間で適切に取られるよ とする指示文書を発出したところでございます。 でございます。 に、機械翻訳機器を配備し、 師による診療時は原則通訳人を確保するととも これを受け、当庁では、医療に関するコミュニ 改善策を踏まえ、全ての入管収容施設では、 活用しているところ 医

認をさせていただきたいというふうに思います。 は、通訳人の確保に難渋する場合もございますけ ○安江伸夫君 応じて個別に対応しているところでございます。 れども、電話による通訳を活用するなど、事案に なお、御指摘の少数言語への対応につきまして 仮放免の関係についても確

> 層柔軟な対応が、運用がなされるべきと考えてお 放免のこれまでの運用等の在り方についても重要 も指摘されているところであります。本件は、仮 いたとすれば結果は異なっていたかもしれないと な問題提起がなされたものと考えております。一 本件において、仮放免の判断が適切に行われて

柔軟かつ迅速に仮放免を積極的に認める方向での わる重大局面にあっては、 なければなりません。殊に人の生命また健康に関 して取り返しがつかないという事態も絶対に避け 対応が検討なされるべきです また、仮放免の意思決定にいたずらに時間を要 、現場の判断を尊重し、

うに思います。 その内容についてお答えをいただきたいというふ 等を行っているものと承知をしておりますので、 二月二十八日付けの通達で新たな運用指針を策定 この点につきまして、入管庁は既に令和三年十

者等に係る仮放免運用指針を策定、 り、入管庁では、昨年十二月二十八日、体調不良 〇政府参考人(西山卓爾君) ろでございます。 委員御指摘のとお 発出したとこ

る本庁への報告を義務付けるなど、仮放免の判断 行うように定めております。また、各官署の幹部 免を許可するなど、医師の所見を踏まえた判断を が付された被収容者については、原則として仮放 康状態を大きく害する恐れがある旨の医師の所見 ろでございます。 による被収容者の体調把握や体調不良者等に関す における情報共有のための方策も定めているとこ この新たな運用指針では、収容継続によって健

るなど、改善策を踏まえた適切な運用がなされる ものと考えてございます 見に基づき、仮放免すべき者については仮放免す このような運用指針によって、現在、医師の所

○安江伸夫君 続きまして、本庁における監督体 制の強化についても確認をしておきたいと思いま

本件の事案に関連しまして、現場の対応につい

ことも課題の一つとして挙げられているものと承 がしっかりと入っていく仕組みづくりがまた重要 うのが人間の心理である以上、 署のみにとどめ置きたいというふうに思ってしま 知をしております。問題が発生した場合、当該官 て本庁の方も十分に把握をしていなかったという だというふうに思います。 当該組織以外の目

導を行うことができる、そうした体制の構築が必 やかに共有されるとともに、本庁からも調査、 要だと考えます 現場の不適切な対応等に関する情報が本庁に速 指

趣旨と今後の運用、在り方についてお尋ねをいた うふうに承知をしております。当該部署の設置の いよいよこの四月から新たな部署が設置予定とい る情報提供窓口及び監察指導部署の設置を掲げ、 します。 入管庁は、既に改善策の一環として本庁におけ

ることが示されたところでございます。これを踏 報を提供できる窓口を設けるとともに、提供され 調査、必要な措置を行うため、 について本庁が直接情報を受け付け、 まえ、職員等の職務上の違法又は不適正な行為等 善策の一つとして、被収容者や支援者が本庁に対 こととしております。 し、職員の違法又は不適切な行為などについて情 で本庁総務課に出入国在留監査指導室を設置する ○政府参考人(西山卓爾君) 調査報告書では、 た情報等を踏まえた調査、指導を行う部署を設け 本年四月一日付け 事実関係の

用、機能させることにより、 の更なる適正化に努めてまいりたいと考えており 今後、この出入国在留監査指導室を適切に運 出入国在留管理行政

○安江伸夫君 この新たな部署がしっかりと有用 いというふうに思います。 に機能するように、また今後も注視をしていきた

改めて、大臣にお伺いをいたします

めて、法務大臣におかれましては、冒頭も力強い 題が浮き彫りになったというふうに考えます。改 本件事案を受けて、入管行政における様々な課

を挙げていただきたいというふうに思います。 決意をいただきましたけれども、その改善に全力

ます。その意味においても、我が国におきまして ことが決してあってはならないというふうに思い ります。それらが我が国の足下から揺らぐような といった普遍的で確かな理念の共有が叫ばれてお は諸国民との連帯、法の支配、基本的人権の尊重 危機や、まして、国境、国籍を超えた諸国あるい たいと考えます。 人権擁護の旗振り役である法務省そして入管庁こ また、世界に目を向ければ、現下のウクライナ 人権尊重について模範の姿を示していただき

意を改めてお聞かせください。 出入国管理行政の改善に向けた法務大臣の御決

に大事な理念であるというふうに考えておりま おきましても、この人権の尊重ということは非常 す。また、私どもの預かっております入管行政に き最も重要な価値だというふうに考えておりま というものは、私ども人類社会が追求していくべ ○国務大臣(古川禎久君) 人の尊厳、人権の尊重

いあるべき入管行政の実現のために努力をしてい ような問題意識を持って、この入管行政、より良 るものがあるというふうに考えております。その れているということはよく承知をいたしておりま から様々な御指摘、 きたいと思っています。 現在、この入管行政につきまして、様々な方面 やはりどこか足らざるもの、どこか欠けてい 私自身、今回の名古屋の事案を踏まえまして 御意見がなされている、出さ

く受け止めなければならないというふうに私も たという指摘がございます。これはやはり重く重 の一つに、やはり職員の人権意識が不十分であっ つか指摘をされているわけですけれども、その中 特に、名古屋事案の調査報告書、この中でも幾

意見も聞きながら取りまとめた使命と心得という すけれども、 そこで、この項目、 改善項目の中にもあるんで 入管の全職員が外部の方の

> う意味でこの土台になるべきものだと思っており 後、入管行政の言わば土台になる、人権意識とい ものがございます。これは、やはりこの人権の尊 おります。 まして、極めて大事なことだというふうに思って ここをしっかりと肝に銘ずるべく、私は今

| すか、目指しながら、不断の努力を続けていく 思っております 良いあるべき入管行政の姿を不断に、何といいま の考え方をしっかりと体現して入管行政を行って いくように、繰り返しになりますけれども、より と、そのために私も先頭に立って努力をしたいと この使命と心得、そこに明らかになりましたそ

げる次第であります。 サンダマリさんの死を絶対に無駄にしてはならな られた方であろうと思います。そのウィシュマ・ 当にこれからいろんな人生の夢や希望を持ってお い、本当にこれにしっかりと報いていく、そうい た。私自身も今三十四歳でありますけれども、本 いで臨んでいただきたい。改めてお願いを申し上 うような決意で真摯に対応していく、こういう思 ○安江伸夫君 大臣、ありがとうございました。 ウィシュマさんは三十三歳で命を落とされまし

ただきまして、ちょっと順番前後いたしますが、 いうふうに思います。 人権相談等に関連して法務省にお尋ねをしたいと 入管の関連のテーマについては以上とさせてい インターネット上の誹謗中傷の問題がクローズ

アップされてから、政府は関連する法改正等を積 ておるものと承知をしております。 の引上げ等を含む刑法改正法案の審議が予定され ります。今国会におきましても、侮辱罪の法定刑 極的に進めていただいているものと承知をしてお もっとも、こうした罰則強化による一般予防の

的な削除の促進、あるいは削除要請の実効性を高 強化を図ることのみならず、被害を可及的速やか めていくことも重要と考えております。 に軽減するためには、プロバイダー等による自主 これに関連しまして、既に二〇二〇年九月、 総

> めてまいった次第であります とその実効性を確保することをかねてより強く求 す。私たち公明党といたしましても、迅速な削除 問題に関する有識者検討会の中間取りまとめも発 には、インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的 滑な対応を促進する旨明記され、さらに本年一月 人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円 務省から発表された政策パッケージには、 表されたものと承知をしているところでありま 法務省

| た取組状況についてお答えをいただきたいと思い が行うネット上の削除要請等の実効性確保に向け 以上の点を踏まえまして、法務省人権擁護機関

にございます。 数は、令和二年が千六百九十三件、令和三年が千 の削除を要請するなどしておりますが、御指摘の 方法等を助言したり、違法性を判断した上で投稿 ○政府参考人(松下裕子君) お答えいたします。 七百三十六年と、事件数が高止まりしている状況 とおり、要請は任意でございますので、削除され けた場合、相談者の意向に応じまして削除依頼の たりされなかったりということがございます。 ターネット上の投稿による被害について相談を受 相談を受けるなどして人権侵犯事件を立件した件 現実に、インターネット上の誹謗中傷に関する 法務省の人権擁護機関におきましては、イン

に感じているところでございます。 には、内容的に複雑困難な事案が増えているよう 近時、法務省の人権擁護機関に寄せられる相談

のに参加しておりまして、そこで、その削除の実 務者検討会を継続的に開催し、法務省としてしか とともにプロバイダーとの意見交換の場である実 なものが削除されるべきであるかといった論点に るべき法的判断をした上で削除要請を行っている ついての御議論に参加しておりますほか、総務省 請の実効性を確保するべく有識者検討会というも んだということをプロバイダー側に御説明するな 効性を上げていくために法的な観点からどのよう そこで、法務省では、任意の措置である削除要

> 解を求めているところでございます。 どして粘り強く対話を続け、削除要請に対する理

うところで、有識者検討会のこの要請等も踏まえ ながら対応をお願いしたいというふうに思いま 〇安江伸夫君 引き続き、この実効性の強化とい す。

も確認をさせていただきます。 もう一問、相談窓口の対応強化の状況について

明党としても、この相談窓口等の体制の強化、 強化も掲げられていると承知をしております。 確認をさせていただきます。 知しておりますが、その現状、 も相談体制の強化を推進していただいていると承 省を含め相談窓口の周知、他の相談機関との連携 極的に求めた点であります。法務省におきまして 先ほど紹介した政策パッケージの中には、 また成果について 積 公

おりますけれども、実際に御相談の件数について をお受けしていることにつきまして広報に努めて しているような状況にございます。 て、人権侵犯事件として立件した件数も高止まり ○政府参考人(松下裕子君) も七千件余りということで高止まりしておりまし 先ほども申し上げましたとおり、私ども、相談 お答えいたします。

ば、総務省が運営委託をされている違法・有害情 るよう努めておりまして、相談者の意向に応じ 互調整等の連携の在り方を検討するなどの取組を 参加をし、ほかの相談機関とともに相互補完や相 関係機関連絡会というのがございまして、そこに 進めているところでございます。 報相談センターが組織している組織有害情報相談 に合った相談先を紹介しておりますほか、 て、そのニーズが様々でございますので、ニーズ こうした中で、他機関との連携についても深め 例え

しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりま ターネット上の誹謗中傷の問題の解消に向けて 引き続き、こうした取組を通じまして、イン

○安江伸夫君 このネット上の人権侵害、 ありがとうございました。 誹謗中傷、大変深刻

お願いをしておきたいというふうに思います。 げていく相談窓口をしっかりと体制強化してい 的な削除の実効性を高める、また被害救済につな 総合的に表現の自由にも十分に配慮しながら自主 果ということももちろん重要な観点なんですが、 法定刑の引上げといったいわゆる威嚇的な予防効 化してきているということが指摘されてから時間 こうした総合的な観点からでの取組を重ねて 侮辱罪の

退席いただいて結構でございます 委員長、ここで人権擁護局長につきましては御

○委員長(矢倉克夫君) 松下人権擁護局長、

御退

についても一問取り上げさせていただきたいとい に移りますが、アダルトビデオの出演強要の問題 〇安江伸夫君 続いて、ちょっとまた別のテーマ

うふうに思います。 として、いま一つ指摘をさせていただきたいとい り上げさせていただいたところでございます。 げさせていただいて、消費者被害が増大する懸念 も、この当委員会におきまして、テーマ、取り上 歳からの成年という形になります。前回、 に対し、消費者教育、法教育の一層の強化等を取 その大きな問題のテーマの中の重要な懸念事項 いよいよこの四月から成年年齢の引下げ、 私自身 十八

あってはならないということは言うまでもござい の出演契約を結んでしまって、取り返しの付かな いにもかかわらずに、そうしたアダルトビデオへ まう。そうすると、十八歳、十九歳が、真意でな 年者取消し権を行使することができなくなってし た問題意識でございます。十八歳、十九歳が未成 被害に遭うリスクが高まっているという、こうし い被害が増加してしまう、こうしたことは絶対に 十八歳、十九歳がアダルトビデオの出演強要の

法整備の議論等も出ているというところも承知を しておりますが、性的な被害に関する相談窓口の 様々国会でもこの論点について議論がなされ、 〇安江伸夫君 断じて、

| ころでございます。 | ということも現場に周知、普及徹底していくこと 思います。AVの出演契約、またそれに限らず、 も引き続き重要であるというふうに考えていると などを理由とした法的な主張について可能である 契約一般に当たっての民法上の錯誤、 普及といった、いわゆる既存の法制度の中ででき ることも徹底してやっていただくことも必要かと

の被害の防止に向けて、青少年に対する普及啓 政府といたしまして、このAV出演の強要、そ 積極的に行っていただきたい、強く行ってい

ただきたいというふうに考えます。 現状の取組についてお伺いをいたします。

頼したところです 各教育委員会を通じて高校等についても周知を依 とともに、チラシを作成し、文部科学省に対して ター、リーフレットを作成し、大学等に配布する のAV出演強要などの被害予防のため、本年四月 〇政府参考人(吉住啓作君) お答えいたします。 の若年層の性暴力被害予防月間に合わせ、ポス 内閣府では、 成年年齢の引下げに伴い、若年層

チャンネルにおいても動画による周知を行ったと チューブなどのSNSで周知を実施するほか、広 ター、インスタグラム、フェイスブック、ユー に直接届くように、若い方がよく見るツイッ ころです。 く一般に向けて、首都圏の主要な路線のトレイン また、啓発動画を作成し、十八歳、十九歳の方

関するオンラインイベントを実施したところで ら二十代を対象にした若年層の性暴力被害予防に エンサーを登用し、十八歳、十九歳を含む十代か さらに、先般、若年層に影響力を持つインフル

関係省庁と連携しながら積極的に広報啓発を行っ 引き続き、AV出演強要問題の根絶に向けて、

で、おまとめください ○委員長(矢倉克夫君) 時間が過ぎておりますの

、詐欺、強迫 ○川合孝典君 国民民主党の川合孝典です。 取り組んでまいりますことを申し上げて、 りたいと思いますし、私たち公明党もこの問題に 害者が決して増えることが絶対にあってはならな 問を終わります まず、本日は最初に、前回、三月十六日の法務 こういう観点での徹底的な対策を求めてまい

況について確認をさせていただきたいと思いま 刑事施設における収容者のワクチン接種の対応状

治体と調整を綿密に進めるよう指示をするといっ ら、ワクチン接種の今後の推進の取組に関して自 をさせていただきましたところ、古川大臣の方か る、また大変遅れているということについて指摘 設における収容者のワクチン接種にばらつきがあ た趣旨の御答弁をいただいております。 その後のこのワクチン、刑事収容施設収容者の 前回、三月十六日の質疑において、刑事収容施

を進めております。 進のための対応につきましては前回お答えさせて ○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。 も引き続き各刑事施設におきましてワクチン接種 いただいたとおりでございますが、 刑事施設における被収容者のワクチン接種の推 前回の答弁後

ワクチン接種の対応状況について確認をさせてく

ださい

月末現在と単純に比較しますと、二回目の接種を 千百七十七人でございまして、前回お答えした一 の二月末までに二回目の接種を終えた人は二万六 れ速報値で四万三千九百八人でございますが、こ ございます 終えている人は千二百十四名増加している状況で 令和四年二月末現在の刑事施設被収容者数、こ

う、関係機関、関係自治体との連携を一層強化し 望する被収容者が速やかに接種を受けられるよ て進めておるところでございます 引き続き、刑事施設におけるワクチン接種を希

AVの出演強要による被 ○川合孝典君 関係機関と調整とおっしゃいまし

私の質 うことが基本でございますが、例えば厚生労働省 ○政府参考人(佐伯紀男君) とも何らかの方法が取れないかということについ たが、具体的に何をやっていらっしゃいますか。 いるところでございます。 ては協議をさせていただこうということで進めて 自治体との関係とい

らっしゃるのかを教えてください。 ○川合孝典君 具体的にどういう協議をしてい

委員会の質疑の中で指摘をさせていただきました

う形のものはございませんので、ここでお答えす ○政府参考人(佐伯紀男君) ることはちょっと控えさせていただきたいと思い 現時点では成果とい

を教えてください。 ○川合孝典君 控えさせていただく、控える理由

というものが、まだ結果が出てございませんの ○政府参考人(佐伯紀男君) 現時点でこういう形 で、お答えできるものがございません。

長は、そういった詳細な実態は把握していない旨 ますが、施設ごとで対応がかなり違うと。前回も の御答弁をいただいております。 ケースが極めて多いといった、こういうことを指 チン接種券がなかったら自治体対応していない 接種ができる方がいらっしゃる一方で、このワク 接種券を差し入れてもらった場合にはワクチンの が、その所在、 摘をさせていただきましたところ、前回、 指摘させていただきましたが、収容者の御家族 ○川合孝典君 これ、大臣、御記憶におありになろうかと思い 地元自治体で入手したワクチンの もう一件確認させてください。 矯正局

のワクチン接種の取組状況についての確認、 でいるでしょうか 改めて矯正局長に確認しますが、この施設ごと 進ん

○政府参考人(佐伯紀男君) ていただいております 随時状況は確認させ

するということを改めて指示をさせていただいて 種ができていないのではないかというようなこと ただきましたが、釈放がごく間近な人に対して接 がございましたが、こういった人も接種の対象と それで、各施設に対しましては、前回御指摘い

いるという理解でよろしいですか。 ○川合孝典君 具体的に調査は施設ごとにやって

時に接種の人員といったものについては確認をい 常時把握できているわけではございませんが、定 ○政府参考人(佐伯紀男君) 随時といいますか、 たしております

かさないでください。随時とは何ですか。 を受けて調査しているのかということです。ごま ○川合孝典君 三月十六日以降、指摘をしたこと

きておりません。 月十六日以降の施設ごとの数字というのは把握で の数で把握をしておりますので、済みません、三 〇政府参考人(佐伯紀男君) 基本的には月末現在

るのかということを聞いているんですよ。 体各施設でどういう対応しているのかを調べてい ではなくて、ワクチンの接種を推進するために一 〇川合孝典君 数字の把握をお願いしているわけ

率というのは極めて低いわけです。 多いはずなんですよ。となると、ワクチンの接種 から、おっしゃった四万三千九百八人よりもっと あって、入所者の方は入れ替わりがあるわけです ワクチンの接種回数は、これは累積の接種回数で 先ほど数字をおっしゃっていただきましたが、

そういうことを把握されていますかということを という話が出ています。これが現状なんですよ。 が、一回もワクチン接種の話が施設内でなかった 引受け、受取に行かれた方から話を聞きました 言っているんです 私、東北のある少年院施設から出所された方を

ら、改めて徹底をしたいというふうに思っており ここで申し上げました。大変恥ずかしいことです られるように現場に指示を徹底するというふうに なかはかどらないことについて、これを前に進め 委員からの御質問の中で、私は、この接種をなか ○国務大臣(古川禎久君) 指示が徹底しておらないようですか 先日の委員会の場で、

思っておりますので、是非そういった対応も含め 接種を推進する主体である各自治体に対して通達 でこれ以上この問題については質問いたしません て速やかに進めていただきたいと思います。 を、厚生労働省も当然のことですが、ワクチンの クチン接種について推進してほしいということ けれども、法務省から正式に刑事施設収容者のワ していただかないと具体的にこれ動かないと私は 〇川合孝典君 大臣から御答弁いただきましたの それでは、次の質問に参ります。

についてでありますが、この尿検査が行われた 由をまず教えてください データ、事実が中間報告書で公表されなかった理 も幾つか質問させていただきたいと思います。 おりますが、まず、二回目の二月十五日の尿検査 名古屋入管における死亡事案について、私から 何度も委員会で、衆参の委員会で指摘をされて

のでございます。 査の結果がこの中間報告書に記載されなかったも の尿検査の資料が送付漏れであったことから、検 〇政府参考人(西山卓爾君) 中間報告前に御指摘

申しまして、私、解せなくて、失礼しました、 ○川合孝典君 その説明を受けたんですが、正直 ちょっと理解し切れなくて。

問題は、入管施設における医療行為の不足が極め たというのが単なる、いわゆる資料の送付漏れと わけであります。にもかかわらず、後から出てき とのメリットが正直言って、客観的に見て、ない たということを、検査をやっていたということ自 て問題視されて指摘され続けてきたわけです。そ いう一言で済ませていいものなのかということを 来アピールできるはずの資料であるわけですが。 うした意味では、この二回目の尿検査をやってい 私は感じているんですけど、なぜ後から出てきた にとっては医療行為を行っていたということを本 体が数少ない医療行為なんですよね。要は、入管 んですか、具体的に教えてください。 したがって、これを意図的に入管が隠蔽するこ 客観的にこの事象を見たときに、当初からこの

> 確認などを行ったところでございます。 識を強く持ちまして、関係者からの聴取、 おきましても、今委員が御指摘のとおりの問題意 ○政府参考人(西山卓爾君) 当時の調査チームに

や紙質に応じて一枚ずつ手作業で写しを作成した のサイズがまちまちのため、数回に分けてまとめ れたこと、尿検査結果の編綴された診療録は資料 付されていたということ、調査チームによる指摘 結果を選んで隠蔽行為に及ぶとは考えにくいとい 握困難であることから、職員があえてこの尿検査 査結果の意味合いは医療の専門知識がなければ把 後、直ちに名古屋局から尿検査結果が追加送付さ りしたということでございまして、取り違いなど て自動原稿送り機能を使用したり、サイズの差異 う事情がございますほか、医師が再検尿を指示し た旨が記載された診療録はほかの資料とともに送 その結果でございますが、まず、二回目の尿検

| うかがわせる事情は認められなかったことなどの と、そのほか、関係者の聴取等においても隠蔽を による作成漏れ、写しの作成漏れも考えられたこ 事情から、名古屋局の職員が意図的に送付しな

資料の で、その説明で了解したと認識されているという であるという要は医師からの説明で、 〇川合孝典君 要は、 ことでしょうか。 記憶がないと、 入管はそれ 記憶が曖昧

ございまして、それ以上に詰めようがなかったと いうことではございます。 は記憶が定かでないとおっしゃっているところで ○政府参考人(西山卓爾君) 調査した結果、

〇川合孝典君 先ほど有田委員からも御指摘あり

しゃっていますか。責任の所在はどこに求めてい 示されていなくて、そのことについてはどうおっ 外部の有識者の方が、この治療を行わなかったと うのがごくごく医者であれば常識だということら た上で何らかの治療を始めなければいけないとい ましたけれども、この異常値を把握できていれ いうこと、治療を行い得なかったと、データが開 しいです、有識者の話を聞いていると。 ば、普通のドクターであれば、 こういった点について、この検査結果について 血液検査等を行っ

まえた追加的な検査等を行うことが望ましかった 書によりますれば、二月十五日の尿検査結果を踏 にあるということで、その点を問題点とし が、それが行われなかった原因は医療体制の制約 部有識者の御意見を踏まえた調査結果、調査報告 ○政府参考人(西山卓爾君) 医師である二人の外 改善

らっしゃいますか、第三者機関は。

の内容が何なのかということは多分理解できない

んだろうということを、今の次長の御説明は私も

○川合孝典君 この異常値を示している尿検査の

データというのは、正直言って、入管の方にはそ

かったとは考えていないところでございます。

○政府参考人(西山卓爾君) ことですね。そういう理解でいいですね。 点として指摘したところでございます。 うことがつまりは外部有識者の方の御意見という あったと、行うべき医療行為が行えなかったとい ○川合孝典君 だから、医療行為に抜け落ちが 文字どおり、

○川合孝典君 望ましかった。 かったという御意見でございます。

| ふうにも私は考えられるんですけれども、 ドク

味であるということをおっしゃっていることにつ

ターがこの尿検査の記録、数値について記憶が曖

| とを、このことを、一番これが出たら困るのはむ

しろ診療に当たられたドクターじゃないかという

とで、この数字が極めて悪いものであるというこ くなりになったということで、その後検証するこ 出てきたことで、若しくはサンダマリさんがお亡 納得できるんですけれども、このデータが後から

○政府参考人(西山卓爾君) 尿検査結果を踏まえ うのが有識者の御意見でございます。 ○川合孝典君 た追加的な検査等を行うことが望ましかったとい 必要であったではないわけです

| ○政府参考人(西山卓爾君) ちょっと御質問の趣

いて、その説明でよしとされているんですか。

旨が、その趣旨でよしという、その趣旨というの

が、ちょっと済みません、申し訳ございません。

法務委員会会議録第四号 令和四年三月二十九日 【参議院】 申し訳ありません。

診ることができないということなわけです。 理についても、それを診ることは、医者の立場で 服薬した薬の効果について、若しくは副作用の管 た患者さんに対して例えば服薬の指導をしても、 からないんですよね。同時に、急に症状が悪化し クターでは、患者さんの病状の管理が、変化が分 僅か二時間ずつしか来ないような要は非常勤のド かを行うということを考えたときに、週に二回、 すけれども、急性増悪期の患者さんの症状管理と うことで御対応いただいているということなんで 全国の入管に配置を少し増やしていただいてとい ど、今この問題に対応するために非常勤の医師を 委員会だけでも何度か話が出てきておりますけ きいただいていて、報告書等の話もこの間、この 古川大臣、今のやり取り少しお聞

解決には全くつながらないわけであります。 で対応しても、これ正直言って、根本的な問題の 要は、非常勤医師を少し増やしましたということ 康管理もしなければならないわけです。これを、 やっている以上は、責任を持って長期収容者の健 として、入管として行うということを今実際に そうした意味では、 長期収容を、要は、 法務省

識いかがでしょうか。 と思うんですけど、この点について、 ということを速やかにやっていただく必要がある の医師を長期収容を行う施設には常に配置をする 為を行うということを考えたときに、やはり常勤 すし、そうした方に対して速やかに適切な医療行 出てくる可能性は十分に考えられるわけでありま 恐らく、こういった症状の患者さん等が今後も 大臣、御認

これはもう率直に認めて、その上できちんと改め 欠けているもの、足らざるものがこれはあると、 感想を私持ちました。やはり一言で言うならば、 まして、この調査報告書、もちろん私読みました ○国務大臣(古川禎久君) し、ビデオももちろん見ました。そして、様々な この名古屋事案に関し

> っろでございます なければならないという思いを強くしているとこ

することということが何よりも求められている責 まして、私は、ここで示された改善点をまず実行 ただきながら、幅広く論点を抽出した上で改善す 弁護士、そういう外部の方の御意見や御指摘もい きるだけ客観的な資料に基づいて、そして医師や られています。この報告書そのものは、 務だというふうに考えているところです。 べき点をまとめたものだというふうに思っており この名古屋事案については調査報告書がまとめ やはりで

一ども、もとより、私がかねてから感じております 持っております。 ういう姿勢が大事だという思いをかねてより強く うことを含めて、やはり改めるべきは改める、そ の調査報告書、そして改善策ということですけれ 御意見や御指摘がなされておりますけれども、私 りこの入管行政全般にわたって各界からいろんな ことは、この収容施設の在り方のみならず、やは はそれ承知しておりますけれども、やはりそうい それと一方で、この名古屋事案の一つを受けて

二度と起こしてはならないということの下に、こ | ども、まずはこの名古屋事案、このようなことを そのあるべき姿を目指して、よりいいものを目指 実習、特定技能ということでの看板掛かっていま でも続けさせていただいております。 して不断の努力をするというような努力は今省内 すけれども、勉強会を始めておりますが、やはり いくこと、これが何よりだと考えています。 の調査報告書を基にしっかりと対策をまず打って そして、その上で、実は省内にも、これは技能 そこで、今委員のお尋ねの件でございますけれ こういうことを通じて、より良いもの、 あるべ

き姿を追求して、頑張ってまいります。 ○川合孝典君 丁寧に御答弁いただきまして、

いんですけれども、外国人の、日本にいらっしゃ 時間がなくなってきたのでこれで最後にしたい 改めて大臣の御認識をお伺いした

| る外国人の方々の基本的人権について大臣はどう て、私の質問を終わります。 らっしゃるのかということについて最後お聞きし 不法在留者の基本的人権についてどう考えてい お考えになられているのかということ、同時に、

お願いします ○委員長(矢倉克夫君) 時間ですので、御簡潔に

| ○国務大臣(古川禎久君) 日本人であれ外国人で す。これは、いわゆる不法滞在者においてもこれ あれ、人権は最も尊重されるべきものでありま は同様であります。

りと両立させながら努力をしたいと思っておりま れが私の責務だと思っております。ここをしっか ルに違反する者に対しては厳正に対応すると、こ け入れて、そして適切な支援を行い、そしてルー ます責任を全うするためには、やはり人権に配慮 しながらもルールにのっとって外国人を日本に受 行政を預かっております。この私が預かっており 一方で、私は、法務大臣として出入国在留管理

いと思います。 ついて、また次の機会に議論をさせていただきた 〇川合孝典君 大臣がおっしゃったそのルールに

というふうに思います。 ○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。 まず、古川大臣に御質問をさせていただきたい

終わります。

一日から行かれるんだというふうなことだった、 報道がありました。今日の報道では、四月の一 れることはやっぱりやらないといけないなと、そ 国会演説が行われました。私もそれを聞かせてい に行くんだと、ウクライナ難民の支援策などにつ ただいて、やはり日本でできることは、何でもや れども、古川大臣が二十六日からポーランドの方 ういうふうな気持ちになりました。 いて具体的に検討するため行くんだというふうな 三月の二十三日、国会でゼレンスキー大統領の そんな中で、夕方の報道だったと思うんですけ 先ほど山下委員からも質疑があって、

思います。 も、延期されたのはなぜなのか、お伺いしたいと お聞きしましたけれども、このとき、二十六、二 十七と行く予定をされていたと思うんですけれど

期したというのではなくて、日程がまだ固まって おりますけれども、これは様々、様々な調整が必 きるだけ早く現地に伺いたいという思いは持って 与えられたこの特命、使命からいきましても、 つきましては、確定していない情報が報道に載っ いないということでございます。 いないということであります。その意味では、 要なことでございまして、それがまだ確定をして たということでございまして、私自身としては、 ○国務大臣(古川禎久君) 報道されたその日程に 延

で

うですし、私も議運におりましたので何かいろい ○東徹君 ポの関係、そういったことが理由でというふうな ろ分かるんですが、飛行機の関係と向こうでのア 話でありましたけれども。 何か大臣のその行く報道、もちろんそ

ること、お会いできる方であるとか、ニーズの把 由でございます。 が限られておって、その限られた時間の間にでき な時間が確保できないというようなことが主な理 握をしに行くわけですけれども、そのために十分 ○国務大臣(古川禎久君) 現地に滞在できる時間

整がございまして、そこはやっぱり国会のお許し すかね。延ばすことできなかったんでしょうか。 ○東徹君 現地の時間の、滞在時間が短いという の方でも御存じのとおり、やはり国会日程との調 ○国務大臣(古川禎久君) それは、委員よく国対 もいただかなければかなわないことでございま のは、なぜ短いんですか。なぜそんなに短いんで

恐らく、昨日ですか、昨日は関係ないか、でも、 会、テレビ入り、全大臣張り付きとい それも関係あったかもしれませんね、 ○東徹君 そこ、本当に大事だと思いますよね。 よりもやっぱりそういった、特に今回ウクライナ 私は、もう本当にこういうときは、 決算委員

という、本当に戦争が起こっている中で人道支援という、本当に戦争が起こっている中で人道支援というふうに改いのかなとにあれば、本は、やっぱり一本当はそっちを、国会日程よりもそっちが優先されるべきことだというふうに思います。ここはたっぱり国会の改革が本当必要ではないのかなという、本当に戦争が起こっている中で人道支援という、本当に戦争が起こっている中で人道支援という、本当に戦争が起こっている中で人道支援という、本当に戦争が起こっている中で人道支援という。

そんな中で、是非、四月一日から行かれるということで、これはもう本当に行っていただいて、向こうの避難民を一日も早く避難できるように、中にうの避難民を一日も早く避難できるように、たいと思いますが、私としては一日も早くポーランドへ向かうべきだったというふうに思いますが、改めてそこはいかがでしょうか。

○国務大臣(古川禎久君) 委員の御指摘のとおり、これは内容から、ミッションの内容からいたしましても、できるだけ速やかに現地に立って、しまして直接つぶさに状況を見てまいりたいと、あるいは聞いてまいりたいと、このように思っており、これは内容から、ミッションの内容からいたり、これは内容から、ミッションの内容からいたります。

○東徽君 ゼレンスキー大統領の演説を聞いて、 は、私は、本当に日本に対する評価も大きく変れば、私は、本当に日本に対する評価も大きく変れば、私は、本当に日本に対する評価も大きく変れば、私は、本当に日本に対する評価も大きく変れば、私は、本当に日本に対する評価も大きく変れば、私は、本当に日本に対する評価を表していただきました。

思います。
思います。
思います。
思います。
といったことについては、やっぱり国思います。
と非、四月一日からいうふうに思っております。
と非、四月一日からいうふうに我々も思って取り組ませていただきたいというふうに我々も思って取り組ませていただきたいうと議論をしていては、やっぱり国思います。

いをさせていただきたいと思います。それでは、ウィシュマさんの事案についてお伺

本当によく外から分かる内容でありました。ウィシュマさんの体調の悪化というところがもうもこれ初めてこのとき見させていただきました。先週二十四日に、この事案に関するビデオを私

特に、私、気になったのが血圧の数値なんでする。例えば、二月二十七日には血圧が最高八十二、最低が四十六。血圧、非常に低いわけですね。ウィシュマさんの死亡する二日前の三月四日午前七時の血圧測定では、脱力して測定できずっと、こうあるんですね。で、午前十時に測り直した、脱力していても測定はできるはずだというふうに思ったわけですね。で、午前十時に測り直したところ、血圧は最高が八十、最低が六十一という。これ非常に低い数値になっていたわけであります。

また、脈拍については、二月二十七日に一分間で五十回、二月二十八日も一分間で五十一回。これ、徐脈性不整脈の可能性が非常にあるわけですね。これ、場合によってはペースメーカーを付けろとか、そういったケースもこれぐらいの数値だとなってくる可能性があるんじゃないのかと思うような脈拍だったということだったんですね。こういった血圧とか脈拍の状況について、三月四日の夕方に診察した精神科のお医者さんにこれ伝えられていたのかどうか、この点についてはいかがですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 精神科医の医師に対する伝達状況でございますが、報告書に記載しておりますように、庁内医師が作成した診療情報提供書や当時服用していた処方薬の一覧表が交付された上、受診に至るまでのウィシュマさんの状況について名古屋局職員からの説明がなされたということでございますが、当該医師に対して血圧や脈拍の状況が伝達された事実は把握しておりません。

○東徽君 ここは、診療情報提供書というのはもちろんこれあったわけでありますけれども、これは日頃診ていただいているお医者さんが書いたんだと思いますが、本来、ふだん脈拍とかそういったことも精神科のお医者さんにきちんと伝えておたことも精神科のお医者さんにきちんと伝えておたことも精神科のお医者さんにきちんと伝えておくべきだったというふうに思います。

だったというふうに思います。
しいというふうに思います。
はないわけですから、これはもう当然診せるべきお気が付いていたのかもしれませんし、気が付いあ気が付いていたのかもしれませんし、気が付いないから、ま

もう一点、調査報告書によりますと、この精神の医師ですけれども、念のため頭部のCTを 行ったわけですね。私も見ていて、ちょっと手に 麻痺が出ているのかなというふうな思いもありま した。だから、この精神科の医師も頭部のCTを した。だから、この精神科の医師も頭部のCTを 疑いとかそこを診たんだろうと思いますけれど も、検査結果は異常が見当たらなかったというこ とでしたですね。

当時のウィシュマさんですけれども、見た目も非常にこれ体調が悪化していることもはっきりと分かる状況で、血圧の数値も相当低いことなどを踏まえると、医師としては、これ、抗精神薬とかたわけでありますけれども、このときも、えっとたわけですね、私も。あの状況を見て、抗精神思うわけですね、私も。あの状況を見て、抗精神思うわけですね、私も。あの状況を見て、抗精神まか睡眠導入剤、これを処方するのかなと、本当時のウィシュマさんですけれども、見た目もれども、思うわけですけれども。

○政府参考人(西山卓爾君) 御指摘の点、調査報いたですけれども、そこはいかがですか。
 本来、頭部のCTを見て異常なかったというふうに思いますし、その精神科のお医者さんも、やっぱりこれは内科の先生にすぐ診てあらった方がいいとか、そういうことにはならなかったのかどうか、ここが非常に不思議で仕方がないんですけれども、そこはいかがですか。

高付けられております。 るために抗精神病薬及び睡眠誘導剤が処方された ともあるなどの指摘がなされ、その判断に問題が ともあるなどの指摘がなされ、その判断に問題が ともあるなどの指摘がなされ、その判断に問題が あったと評価することはできないというふうに結 はいきないのが、対してみて症

○東徽君 いや、その処方をしたことに対しては 問題なかったと結論付けているかもしれませんが、頭部のレントゲンを見ても問題なかったと、 が、頭部のレントゲンを見ても問題なかったと、 が、頭部の下とに診てもらった方がいいとかで 内科のお医者さんに診てもらった方がいいとかで すね、そういったところは、じゃ、どうだったん

○政府参考人(西山卓爾君) 従前からその内科の 医師に診ていただいて異常が見当たらなかったとい でが診ていただいて異常が見当たらなかったとい 専門的な判断もあったかと思いますので、その委 専門的な判断もあったかと思いますので、その委 は関門の点についてちょっとお答えすることは 困難でございます。

○東徽君 私は、非常にお医者さんの対応を見ていて、ちょっとこれはおかしいよなと、正直、この調査報告書を見ていると思うわけであります。ここからはちょっと通告していませんけれども、このお医者さんも、診療中、名古屋局の職員では治らないのではないかとか、身体障害あるいは詐病の疑いとかいうふうな話が出ていて、患者が仮釈がを望んで心身の不調をしるしているなら仮釈放してあげれば良くなることが期待できる、患者のしてあげれば良くなることが期待できる、患者のためを思えばそれが一番良いのだろうが、どうしためを思えばそれが一番良いのだろうが、どうしたものだろうかと。

ちょっときちっと医者的な、医療的な対応がしてというふうに思うわけですね。それがあって、三月五日がもう死亡日の前日になるわけですから、というふうに思うわけですね。それがあって、三というふうに思うわけですね。それがあって、三というように思うればだったんじゃないのかなと、もういや、そうじゃないんじゃないのかなと、もう

この異常値をやっぱりしっかりと、これはおか

部有識者二名からは、幻聴や不眠の症状を緩和す

医師である外

薬クエチアピンや睡眠誘導剤を処方の上、二週間

精神科医師の診断、すなわち抗精神病

告書では、

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。
○国務大臣(古川禎久君) お答えいたしまいの下で、それに対する反省、再発防止という思いの下で、それに対する反省、再発防止という思いの下で、それに対する反省、再発防止という思いの下で、それに対する反省、再発防止というという。

したがいまして、この名古屋事案、いわゆる名というのは、もうそのとおりでございます。しかというのは、もうそのとおりでございます。しかというのは、もうそのとおりでございます。しかというのは、もうそのとおりでございます。しただきます。

に今進めているところでございます。に今進めているところでございます。

待ちたいと思います。
委員の御指摘の部分については、司法の判断を

せていただいたということです。 論ができればと思って、そこをちょっとお話をさ 論ができればと思って、そこをちょっとお話をさ

うわけでありますけれども、患者が仮釈放を望ん できることですから、数字に対することが、き ちっと調べる、チェックする人が分かっていれ ば、もうちょっと医療機関との連携もできたと思 いますし、お医者さんもちょっとこれは、僕は、 このお医者さんも、抗精神薬を出して二週間様子 見ましょうというのはちょっと違うんではないの かなと本当に思いますし、また、それで二月五 かなと本当に思いますし、また、それで三月五 かなと本当に思いますし、また、それで三月五 かなと本当に思いますし、また、それで三月五 かなと本当に思いますし、また、それで三月五 かなと本当に思いますし、また、それで三月五

けです、私はですね。の状態じゃないじゃないというふうに正直思うわの状態じゃないじゃないというふうに正直思うな体れば良くなるだろうと。そんな良くなるような体で心身の不調をしるしているなら仮釈放してあげ

じから、今後の改善策として、やっぱりそうしあれば。

○政府参考人(西山卓爾君)
 ○政府参考人(西山卓爾君)
 こった
 の問題意識をお伝えいただきました。報告書であれば、その目的や意義を看守勤務者にバイタルチェックを行わせるのであれば、その目的や意義を看守勤務者によく理解させるなどすべきであったといった問題点の指摘がございますし、また、改善策として、基準や河ニュアルの策定が必要であるというふうに示されております。

この結果を踏まえまして、昨年六月、看護師における健康状態把握に関する研修を実施したほおける健康状態把握に関する研修を実施したほおける健康状態把握に関する研修を実施したほおいては、バイタルチェックにおける注意点や異常値のは、バイタルチェックにおける注意点や異常値のは、バイタルチェックにおける注意点や異常値の報告や一一九番通報を行うように定めているところでございます。

また、このような勤務者の意識の向上と能力の向上ということも含めて、医師との情報共有、これをもっときちんとやるべきだということで、この点については、医療体制強化に関する有識者会間のコミュニケーションをしっかり取るというような体制についても提言がされているところでごうな体制についても提言がされているところでございます。

コロナで非常にいいなと思ったのがやっぱりオン非検討していただければと思いますし、私、今回非検討していただければと思いますし、私、今回

ライン診療ですよ。オンライン診療も、やっぱりられつた診断もやっぱりできることもあるだろういった診断もやっぱりできることもあるだろうらいうふうに思います。そういったこともやっぱというふうに思います。そういったこともやっぱら活用しながら、今後、医療体制の充実というというふうに思います。

) 」を行む、 ースキミシ)」を行むし。 ていただきます。ありがとうございました。 時間になりましたので、以上で質問を終わらせ

では何人になっているでしょうか。また、そのう目的に日本に入国する方も増えております。最新ロシアによるウクライナ侵略を受けて、避難を口シ不によるウクライナの場所を受けて、避難を

ち、難民認定の申請と認定、また就労可能な在留

資格、特定活動への変更申請と認定の状況につい

 ○政府参考人(西山卓爾君) 避難を目的として本 ○政府参考人(西山卓爾君) 避難を目的として本 学に入国された方につきましては、三月二日以 降、三月二十七日までで二百八十八人となってお ります。また、この中で、お尋ねの不法残留者は 生じておりません。在留特別許可の対象者もござ 生じておりません。在留特別許可の対象者もござ ち、難民認定申請者数、難民認定者数、あるいは ち、難民認定申請者数、難民認定者数、あるいは ち、難民認定申請者数、難民認定者数、あるいは ち、難民認定申請者数、難民認定者数、あるいは ち、難民認定申請者数、難民認定者数、あるいは ち、難民認定申請者数、難民認定者数、あるいは ち、難民認定申請者数、難民認定者数、あるいは おいません。また、ウクライナからの避難民のう ち、難民認定申請者数、難民認定者数、あるいは おいません。また、ウクライナからの避難民のう はお答えすることが困難でございます。御了承く

○山添拓君 特定活動へ変更された方は把握でき

ださい。

○政府参考人(西山卓爾君)

現在調査中というこ

○山添拓君 受入れ開始から一か月近くがたちまとでございます。

ではありません。八日の当委員会でも指摘しましん就労という問題もありますけれども、それだけ定活動への変更について伺いましたのは、もちろ私が、特定活動、就労可能な在留資格である特

で一す。 こ一り、医療は自由診療で高額の負担を強いられまり一たが、就労可能な在留資格がないと無保険者とな

としているところもありますが、 は、 に、日本人と外国人で区別せず自己負担一〇〇% でもあります。一方、名古屋医療センターのよう 国人であれば自由診療などで高額請求して構わな の医学部附属病院、日本人一〇〇%に対して外国 センター病院、 ちろん厳しい負担になります。 にしていこうと、そういう国の施策に基づくもの いと、むしろ医療ツーリズムとしてもうけの手段 が、外国人は二〇〇%です。東京大学や千葉大学 に調べていただいたんですが、 人は三○○%を請求しています。これは、訪日外 資料をお配りしました。これ、文科省と厚労省 日本人の無保険者は自己負担一〇〇%です 国立病院機構大阪医療センターで 十割負担でもも

でしょうか。 戦火を逃れて着のみ着のまま日本までたどり着 戦火を逃れて着のみ着のまますが、大臣、いかが のビザのために医療費が高額となる、そういう事のビザのために医療費が高額となる、そういう事でしょうか。

う一度具体的に御質問いただけますか。でお尋ねですか。医療について。済みません、もずないであれて、古川禎久君) それは医療という意味

〇山添拓者 これはこのとおり質問通告しているんですけれども、医療の面で問題が生じるわけできない短期滞在のビザの場合には、就労資格はなく、無保険となり、自由診療で高額の医療費がなく、無保険となり、自由診療で高額の医療費がですから、在留資格の付与という点でも対応が必ですから、在留資格の付与という点でも対応が必ですから、在留資格の付与という点でも対応が必要ではないかという質問です。

ように決定しております。一方、入国後においた査証に基づき短期滞在等の在留資格を付与する望する理由を含む個々の事情を踏まえ、発給され民の方々について、入国時においては、在留を希民の方々について、入国時においては、在留を希

されるということになっているというふうに承知 ういう在留資格の方に対しては保険の適用対象と こういう三か月超の中長期在留が認められる、そ うに、特定活動であったら一年なわけですよね、 務省の所管外ですからここでコメントはできませ す。この国民健康保険制度自体は、これはもう法 保険の適用があるかないかということだと思いま というふうに、そういう仕切りにしてあります。 んけれども、ただ、三か月超の、今申しましたよ つつ、在留資格、特定活動一年での滞在を認める したがいまして、お尋ねは、自由診療、つまり 希望する方々については、個別事情を考慮し

きにどう対応していくのかと、迅速に対応してい するために連絡調整会議つくられているわけで ですけれども、そういうことが起こらないように 〇山添拓君 大臣、今、所管外とおっしゃったん くということが必要だと思うんですね。 しょう。ですから、こういう問題起こってくると

ですけれども。だから、これは入管行政の問題と 厚労省にも担当部署がないんですよ、私、伺うん とをおっしゃるんですけれども、こういう問題、 お話にもあったように、厚労省の問題だというこ も共通するわけですね。入管庁は、先ほど大臣の 仮放免で就労が禁止される、そういう多くの方に には限らないですから、在留資格が認められずに かに対応するべきだと指摘をしたいと思います。 すから、直ちに在留資格の変更を案内して、速や らっしゃるということを伺っているんですね。で の医療が必要になるということで困っている方い ウクライナ人で困っている方がいると、既に高額 して対応いただきたいと。 これは、同様の問題はウクライナからの避難者 現に、私、医師の皆さんから伺うと、来日した

大臣、答弁ありますか。

てこの中長期滞在の者に対しては保険の加入がで 所管外で厚生省の問題だというような趣旨で申し ○国務大臣(古川禎久君) 制度としては、厚労省におい 先ほど私は、法務省の

で困っている人がいるということはお伝えしたい 特定活動への変更をされた方の人数も把握されて 〇山添拓君 進めていただきたいと思いますが、 をしながら進めているということでございます。 あります、そのことを申し上げているんです。で 御紹介をして、その上で、それに対応するべく、 と思います。 すから、委員が御指摘になりましたとおり、調整 法務省としては適切な在留資格を付与する用意が きるというような制度になっているということを いないということがありますから、実際には現場

亡事件について伺います。 名古屋入管、ウィシュマ・サンダマリさんの死

週間前、二月十五日、ウィシュマさんが拒食者に 該当し得ると認識したとあります。 報告書によれば、名古屋入管は、亡くなる約三

す。 のみならず、官給食の摂食を拒否しつつ、自費購 否には、官給食その他一切の摂食を拒否する場合 合、拒食者として取り扱っております。摂食の拒 ○政府参考人(西山卓爾君) 入管庁におきまして 定する基準はあるのでしょうか。また、いかなる 入品や差し入れ品は摂取する場合も含めておりま 事実に基づいてこれを認定するのでしょうか。 は、当該被収容者が官給食の摂食を拒否する場 前提として伺いますが、被収容者を拒食者と認

ともに、状況に応じて医師の診察を受けさせてい ことを説明の上、拒食をやめるよう説得を行うと 職員が面接をするなどして拒食に至った理由の把 実施等に関する指針を示す通達に基づきまして、 握に努め、拒食が生命や健康に危険を生じさせる 食中の被収容者への対応に係る通達及び同通達の るところでございます

ゆる摂食障害のことではありません。一九五八年 た場合の措置について」という通達があります。 七月二十五日付けの「被収容者がハンストを行っ つまり、 〇山添拓君 入管庁の言う拒食というのは、いわ 拒食というのはハンストのことなんです

握はいたしておりません

入管庁では、被収容者が拒食を行った場合、拒

〇政府参考人(西山卓爾君) そのような事実は把 ウィシュマさんはハンストしていたんですか。

ナナ、ロールパン及び砂糖を食べたと。OS-を食べるので下げてほしい旨述べ、食べなかっ の、昼食は食べない旨、夕食は自費購入したもの た。そのほかに、A氏は、ウィシュマさんは、バ 官給食について、朝食のかゆを半分食べたもの ○山添拓君 二月十五日、摂食状況を見ますと、 コーヒーや水を飲んだだけです。

○政府参考人(西山卓爾君) いわゆるハンストと

ハンストではありませんね。

吐いてしまうとも述べています。 えました。看護師には、食事ができず、食べると 十七日も三食とも食べず、食べることができな べず、体調不良を訴えています。十六日ですね。 〇山添拓君 名古屋入管が拒食者として扱うこと は把握しておりません。 い、歩けない、体がしびれている感じがすると訴 を決定したのは十七日です。十六日も三食とも食

いましたように、拒食者はイコールハンストでは ○政府参考人(西山卓爾君) 委員も御指摘がござ として扱ったと。これ、どういうことですか。 ございません。 ハンストではない者をハンストと扱い、拒食者

す。違いますか。 従前の通達をそのように改めてきているからで ハンストのことを指していると思います。それは 〇山添拓君 いや、入管の通達では、拒食者とは ちょっと止めてください。ちょっと止めてくだ

さい。 ○委員長(矢倉克夫君) 速記を止めてください。

|○委員長(矢倉克夫君) 速記を起こしてくださ

| 〇政府参考人(西山卓爾君) 平成十三年の通達 和二年の三月、これを併せまして、先ほど申し上 と、先ほど御答弁申し上げたように、それと、令

ということでございます。 げたような拒食者に対する対応を取り扱っている

〇山添拓君 後から説明をいたします 食者として扱う旨を報告しています。 ますが、二十二日、名古屋入管は本庁に対して拒 その後もウィシュマさんは体調不良を訴えてい

さい。 資料をお配りしました。二枚目以降を御覧くだ

況、拒食理由、健康状態及びその他参考事項を報 者への対応について」という通達です。三ページ 当たっては、拒食者の身分事項、退去強制手続状 を御覧ください。留意事項の(6、本庁への報告に 告するとされています。 二〇〇一年十一月二日付けの「拒食中の被収容

告されていたのでしょうか。 ウィシュマさんについて、どのような情報が報

食者ではなくなったとの報告があったと承知して があったというふうに把握しております。 後、二十三日に官給食の摂食を再開したというこ 月の二十二日、本庁に対して拒食者としての報告 ○政府参考人(西山卓爾君) とで、翌二十四日、名古屋局から当庁に対して拒 おります。 名古屋局からは、二 その

う報告があったんですか。 〇山添拓君 拒食の理由、健康状態についてはど

とされています。報告について記録はあります 〇山添拓君 これは報告書に記載がありません。 ませんので、 ついて、現時点で私としてつまびらかではござい この通達によると、報告というのは電話等でする ○政府参考人(西山卓爾君) お答えが困難でございます。 済みません、そこに

かについて、現時点で、今、 ○政府参考人(西山卓爾君) せんので、お答え困難でございます。 いません。 いうことでございまして、今、 電話等による報告と 私、把握しておりま 記録があるかどう 申し訳ござ

をお願いし、 ○山添拓君 提出を求めたいと思います。 記録があるか探して、委員会に報告

○委員長(矢倉克夫君) 後刻理事会で協議をいた

〇山添拓君 留意事項の②を御覧ください

等について勤務日誌に記録するとあります。 飲食物の摂取状況、看守勤務者等による説得状 こういう記載からも分かるように、拒食とはハ 拒食中の被収容者の動静には特に注意を払い、 発言内容、特に摂食、診療の拒否に係る発言

マさんについて、名古屋入管、どういう記録をし ンストのことを想定しているんですね。ウィシュ ていたんですか。

させていただきたいと存じます。 関わることでございますので、お答えを差し控え ○政府参考人(西山卓爾君) 記録内容につきまし て、ここでつまびらかにすることは個人情報にも

ら、これ全部個人情報ですよ。 う記録をしていたのか。そんなこと言い出した 〇山添拓君 いや、今更個人情報ですか。どうい

時点では困難でございます。 明が可能かどうかも含めて、お答えすることが今 私の手元にございませんので、内容について御説 ○政府参考人(西山卓爾君) ただいまその記録が

書には何の記載もありません。 がら、どのような対応を行ったのかについて報告 〇山添拓君 拒食者として扱う決定をしておきな

います。 この期間の看守勤務日誌の開示を求めたいと思

○委員長(矢倉克夫君) 後刻理事会で協議をいた

いますか の入管で拒食者は過去何人報告されたか把握して 〇山添拓君 ちなみに伺うんですけれども、 全国

的な統計は取ってございませんので、お答えする ○政府参考人(西山卓爾君) 拒食者について網羅

る者の人数について、いずれも年末時点の数とし して、全官署において官給食の摂食を拒否してい ことは困難でございます。 ては、令和元年が四人、令和二年が五人、令和三 なお、ここで御紹介できる把握している数字と

|年が○人となっております。

ます。いかがですか。 答弁でした。本庁への報告事項としているのに、 ないのと同じだということになってしまうと思い からないと。報告についても、電話等とされてい れたかについて網羅的な把握はされてないという て、記録があるのかないのかもよく分からない。 これまで何人が拒食者として報告されたかすら分 これまで拒食者が全国の入管でどれぐらい報告さ 日時点に何人いたかというだけですね。つまり、 〇山添拓君 今挙げられた数字は、十二月三十一 これでは報告を求めていても本庁は何もしてい

次第でございます。 あっ、把握はしていないということをお答えした いることはそのとおりでございますけれども、そ ○政府参考人(西山卓爾君) 当庁に報告を受けて れを数字で統計として把握していることでは、

思います。 〇山添拓君 これは当然把握してしかるべきだと

ると書かれています。 ラスについて、報告書では飢餓状態を示唆してい の日に尿検査が行われています。先ほど来議論の ある、資料六でお示ししています。ケトン体三プ 名古屋局が拒食者ではないかと疑ったまさにそ

○政府参考人(西山卓爾君) 今委員御指摘の意味 ン三プラスという記載もあります。これはどうい う意味ですか。

有田委員の質問にもありましたウロビリノーゲ

〇山添拓君 それ自体が大問題だと思うんです 有識者から特段の御指摘は受けてございません。 すぐに採血などして異常の有無を確認するべき結 などの疾患が疑われる数値です。これだけでも、 果です。 よ。急性肝炎、赤血球が壊れて起きる溶血性貧血 付けといいますか問題点について、調査チームの

の際、看護師はこの結果を医師に伝えたとされて います。どのように伝えたのですか 報告書によれば、二月十八日の施設内での診療

○委員長(矢倉克夫君) 速記を止めてください。

(速記中止)

ります。 果を伝えたとのことであるというふうになってお でございますが、二月十五日に実施した尿検査結 ○政府参考人(西山卓爾君) ○委員長(矢倉克夫君) 前記9、10記載のということで、尿検査結果 看護師によれば、この診療の際に甲医師に対

護師のメモにもありません。 〇山添拓君 報告書に書いていないんですね。 ろ、私としてはつまびらかではございません。 うに伝えたと看護師は言っているのですか。 〇山添拓君 尿検査結果の異常さについてどのよ ○政府参考人(西山卓爾君) そこまで現在のとこ 看

なぜ看護師に確認していないんですか。

うことを示す大事な問題です。 たということでございます。 いうことは、お尋ねをして、伝えましたという、 の結果についてどういう認識を持っていたかとい 〇山添拓君 これは看護師も含めて、この尿検査 あっ、伝えましたというか、伝えた旨回答があっ ○政府参考人(西山卓爾君) 検査結果を伝えたと

お願いします。 会にも報告をいただきたいと思います。 看護師自身に確認をしていただいて、この委員 委員長、

会で協議をいたします ○委員長(矢倉克夫君) ただいまの件、 後刻理事

複数回調査の上でこのような報告書の結果になっ ませんが、庁内医師と看護師の双方については、 ているということを御理解いただければと存じま れども、調査過程で、御説明を漏らしたかもしれ 〇政府参考人(西山卓爾君) 補足でございますけ

分だということです。 〇山添拓君 それではその調査自体が極めて不十

たんですか。 尿検査でも陽性と出ています。どんな対応をされ 資料五ページ。ケトン体は既に一月二十六日の

速記を起こしてくださ

報告書によります を指示したということでございます 沈んでいるということもありまして、 ○政府参考人(西山卓爾君) こざいますように、混濁等の、粉のようなものが これにつきましては、ここにお示しの資料にも 一月二十六日の。

いと医師からは伺います。 たんですが、しかし、ケトン体の数値には関係な ○山添拓君 生理中のために再検査の指示になっ

ういうものとして認識されていますか。 ギー源として利用される際に出てくる物質です。 数値とされていますけれども、入管庁としてはそ 嘔吐して、炭水化物など糖質が不十分なときに体 エネルギー源として代謝されますので表れない 普通に食べているときは、炭水化物などの糖質が ると。これ、陽性と出ただけで異常を認識すべき 内の脂肪がエネルギー源として分解されて出てく と。食べられない、あるいは食べられたとしても ケトン体というのは、脂肪が分解されてエネル

○委員長(矢倉克夫君) 時間ですので、 願いをいたします。 簡潔にお

ていないところでございます 礼、調査チームに加わっていただいた医師を含む ○政府参考人(西山卓爾君) 有識者からは、この点について問題点を指摘され 調査報告、 あつ、失

過ぎると思います。 〇山添拓君 問題点が指摘されていないことが多

底するべきだということを指摘して、 ります。 誌などの開示を改めて求めて、真相究明をより徹 開示とともに、今日お願いをしました看守勤務日 べき点が多数あります。ですので、ビデオの全面 ければならない点、医学的にも問題点、指摘する 本来、この経過を踏まえれば、改めて確認しな 質問を終わ

○髙良鉄美君 沖縄の風の髙良鉄美です 四日前、三月二十五日に公表された家族の法制

に関する世論調査についてお伺いします。

前回二〇一七年の四二・五%から今回二八・九% に減少しましたが、これは質問方法が前回までと 選択的夫婦別姓について導入を求める回答は、

くい問いになっています。 の反対に位置付けた問いで、これまでと比較しに いと、そういう通称使用の容認を選択的夫婦別姓 旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよ ありましたが、今回は、夫婦同姓を維持した上で 調査でも、賛否のほかに通称使用容認の選択肢が 変更になったことが影響したと思われます。 九六年の法制審の答申以来行われた過去五回の

映していないと言わざるを得ません。 の賛否のみを問う調査で賛成が圧倒的多数になっ の回答に影響しています。民間の選択的夫婦別姓 の五割近くが夫婦同姓維持を選択したことが今回 三十九歳の二二・四%を上回ります。七十歳以上 七・七%を占め、婚姻年齢層に当たる十八歳から ていることと比較して、この調査結果は実態を反 年齢別に見ますと、七十歳以上が全回答者の二

そこで、古川大臣にお伺いします。

ような意図がなかったのか、お伺いします。 いかと受け止める国民も少なくありません。 に賛成する意見を減少する意図があったのではな 成する意見が減少していますが、選択的夫婦別姓 は、 されたのでしょうか。また、今回の世論調査で ができなくなるにもかかわらず、なぜ設問を修正 設問が変わっています。設問を変えると経年比較 今回の世論調査では、選択的夫婦別姓の賛否の 前回の調査と比較すると選択的夫婦別姓に賛 その

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。

うふうに考えています。 比較して論じることは必ずしも相当ではないとい 減ったというような意味での、この両者を単純に ります。そのため、この回答の割合が増えたとか が異なりまして、また設問等にも修正を加えてお 今回の調査では、前回までの調査とは調査方法

して、より分かりやすいものとするために、 設問の内容が分かりにくいという指摘がございま んですけれども、これは夫婦の氏の在り方につい した。そこで、今回の調査を実施するに当たりま なぜ、ではその設問を変えたのかということな 前回までの調査の設問につきましては、その 調査

> ことでございます。 整を行った上で設問等を見直すこととしたという の実施主体であります政府広報室等とも十分な調

うといった意図は全くございません。 択的夫婦別氏制度に関する賛成意見を減少させよ したがいまして、当然のことですけれども、 選

くなっているんですよ、逆に。(発言する者あり) ているわけですね。ところが、今回、分かりにく りにくいとこれまで言われたと言っているけれど ○髙良鉄美君 あるわけないということもありま も、しっかりと、ぱっぱっぱっと、こう結果が出 も、設問の修正をされた理由が、設問内容が分か ること、この選択肢なんですね。 と、夫婦同姓制度を維持した上で通称使用につい いえいえ、これですね、これ言いましょう。 したけれども、全くないということですけれど て法制度を設けること、選択的夫婦別姓を導入す 今回の世論調査で、夫婦同姓制度を維持するこ

す。 両方ともですね。そういうような問題がありま は一体どうなりますかと。法制度であるんです、 中身ですね、氏の方と、民法上の氏と、この関係 るのかということになると、この通称のいわゆる 制度を維持した上で通称使用についての法制度を り、それゆえ、今回の設問は分かりにくくなって を前提にするものかどうかというのは不明確であ 択的夫婦別姓制度を導入するについては、今現 通称使用についての法制度を民法のほかにもつく 設けることという選択肢については、じゃ、この いるということです。そしてまた、この夫婦同姓 在、法制度ではない通称使用の取組を続けること しかし、夫婦同姓制度を維持するというのと選

合には、これ突然変えるわけではなくて、 みを問うなど抜本的な見直しをする必要があるの ら、この観点から選択的夫婦別姓に関する賛否の 意識を適切に把握していくという調査でしょうか ではないかと思いますけれども、 何いします。 したがって、今後、この世論調査を実施する場 政府参考人にお 国民の

> 組みは、今回もこれを踏襲しているものと理解し 夫婦別氏制度の導入、この三つの選択肢を挙げて それから夫婦同氏制度を維持した上で旧姓の通称 摘にあった三つの選択肢、夫婦同氏制度の維持、 ○政府参考人(金子修君) ています。 使用についての法制度を設ける、それから選択的 おりますが、大きく言えば、今、髙良委員の御指 一つを回答してもらうという前回までの大きな枠 前回までと設問の仕方の細かいところ変わって お答えいたします。

よう、不断に検討していく必要があるとは考えて ことも今後想定されます。 良委員からの御指摘も含めて様々な御指摘がある おります。 方につきましては、今後も的確な設問となります もっとも、今回の世論調査に関して、本日の髙 設問の内容、設問の仕

てまいりたいと思います。 指摘を踏まえた上で設問の在り方について検討し 今後、世論調査を実施する場合には、様々な御

これは三月二十二日、先週ですね、第二次夫婦

場合の手段になってはいけないということです

○髙良鉄美君 世論調査は、人権の問題を考える

若い人たちの足かせにならないことを願っていま う名の下での制約が彼らの将来にとって足かせと が半数を超えていることについて、比較的若い世 調査では四十歳以下世代で選択的夫婦別姓に賛成 りますけれども。この渡邉惠理子裁判官は、世論 法二十四条違反としましたが、請求は棄却してお こで五人の裁判官のうち二人が夫婦同氏規定は憲 別姓訴訟の最高裁決定がありましたけれども、そ 十歳以上の価値観が、これから結婚しようとする す。まさに、世論調査で反対が賛成を上回った七 代の意見の状況に鑑みれば、家族制度の維持とい ならないようにすべきとの意見を付しておりま

なんですよ。そこには、やはり法の支配という、 そして、この憲法二十四条違反というのは、こ 第三章の憲法でいう国民の基本的人権の規定

> ことを考えて私たちは立法しなきゃならないと。 がら、これ立法府に今投げています。立法府がこ 的人権、適正手続と、このアンケートの手続も含 れを、これから結婚する、影響を受ける人たちの にもそれがあるんだということを我々意識をしな 規定にはあるんだという、最高裁の判事の考え方 めて、やはりこれだけの重いものがこの夫婦同氏 いと思います。 ているということを指摘して、 的人権というのをどう捉えるかという問題になっ 大臣もずっと強調しておられますけれども、 これ、裁量の問題というよりも、私たちが基本 次の質問に入りた

する調査報告と法の支配についてちょっとお話を したいと思います。 名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関

委員が、実態と懸け離れているんじゃないかと れておりました、指摘ありました。 務委員会でも、そして本日も委員会の中で多くの 先ほど来、この報告書については、 あるいは非常に中身も個別に細かく御質問さ 衆議院の法

でしょうか、古川大臣にお伺いします 実態に即している、あるいは適切であるとお考え あったと私は考えているんですが、この報告書は 法の支配、とりわけ適正手続の観点から問題が

れを着実に速やかに実行すべく鋭意努力中であり を幾つか項目として挙げておりまして、現在、そ とめられています。そして、そこで改善すべき点 もいただきながら、幅広くこの論点を抽出してま まして、医師や弁護士を含む外部有識者の御意見 とのためにこの調査報告書がまとめられておりま まして、二度と同じことは繰り返さないというこ これはもうあってはならない悲しい出来事であり ○国務大臣(古川禎久君) いわゆる名古屋事案、 す。ここでは、可能な限り客観的な資料に基づき

査報告書に尽くされているというふうに考えてお この調査報告書で、この本事案の評価はこの調

○髙良鉄美君 今日、 いろんな御意見が出まし

二部

題があるという指摘なんですよ。 うような形なので、今回これだけの指摘があると 明正大というのは誰が見てももう正当だろうとい 言えることを言うわけですね。ですから、この公 というのは、あるべき当然の、そして公明正大に という、デュー・プロセス・オブ・ローのデュー くて、内容自体が適正か、つまりデュープロセス たからいい、調査報告書を出したからいいではな じゃないわけですね。法にのっとった手続を取っ 続が適正であればあとはいいのかというと、そう けを言っているんじゃないということですね。手 デュープロセスという適正手続は、手続のことだ して適正手続というお話もありました。この に、ずっと大臣の御指摘の中には人権の問題、そ それから考えますと、私は、この法の支配の中 やっぱりそこに、実態的な中身が問

います。

続いて、関連しまして、入管関係だと思います。 続いて、関連しまして、入管関係だと思いまする暴行について話しましたけれど を、岡山の事件の被害者は、朝日新聞の取材に、 を、岡山の事件の被害者は、朝日新聞の取材に、 来日のために貯金を崩し、百万もの借金をしましたと、暴行を受けても最初は相談せず我慢していたと、暴行を受けても最初は相談せず我慢していたと、暴行を受けても最初は相談せず我慢していたと、暴行を受けても最初は相談せず我していました。 もし相談したら会社の人に嫌われ、退ました、もし相談したら会社の人に嫌われ、退する。

なっています。
ついて指摘され、国際的な批判の大きな要素ともついて指摘され、国際的な批判の大きな要素ともおいても、送り出し機関による過剰な金銭徴収においています。

同報告書では、政府と送り出し国との協力覚書のこの二国間の協力覚書のことを言っているわけなる過剰な金銭徴収を防止する上で効果を発揮していないとされています。アメリカから見た日本のこの二国間の協力覚書のことを言っているわけのこの二国間の協力覚書のことを言っているわけのこの二国間の協力覚書のことを言っているわけるというです。

三月十六日の法務省の答弁では、二国間の取決め、技能実習計画の審査、実地検査等により対処でえません。この点、有効に実態を把握してどのよきるようにするため、今後、法務省としてどのような施策を検討しているか、古川大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(古川禎久君) 技能実習にまつわるは、私はこれは問題だというふうに受け止めております。いろんな要因があるのだろうと思います。その中に、委員が御指摘のその送り出し機関による不当に高額の手数料等の徴収という問題があって、それがいたずらに技能実習生本人を弱いあって、それがいたずらに技能実習生本人を弱いというものが、やはり事実として問題があると認識しています。

前回も申しましたように、様々、その相手国とす。

的に今検討を進めているところであります。やないますが、現在、特定技能等、技能実習に関しまいますが、現在、特定技能等、技能実習に関しますが、現在、特定技能等、技能実習に関しまいますが、現在、どうするのだということでござ

やはり、この今日の委員会でも人権の尊重とい

こうのは大事であるという一貫した考え方を共有されていただいておりますので、このチャンスを目指して、今改めるべきは改める、言わばそのチャンスが到来してきていると、到来しているとがついるに思っておりますけれども、そのような観逃さないようにしっかり努力をしたいと思っておしているという一貫した考え方を共有さいのます。

○高良鉄美君 古川大臣の方から力強いお言葉で した。もうチャンスだと、これは。日本の今海外 からの評価の問題も含めまして、外国人からの取 扱い、そして基本的人権の問題、それに前向きに 扱い、そして基本的人権の問題、それに前向きに 取り組んで改善をしていくということですので、 これはまさにそれを改めて見せるためのチャンス だと私も思っています。

ます。

今年一月から四月末にかけて、出入国在留管理
方年一月から四月末にかけて、出入国在留管理

この調査を行う趣旨、目的、調査内容、調査対によった。この調査を行う趣旨、目的、調査方法等を明らかに象の抽出基準及び対象数、調査結果の公表時期はいつしてください。また、調査結果の公表時期はいつにはあた。こうした手法で技能実習制度及び特定技能制度の見直しとの関連はどういうふうにお考えでしょうか。こうした手法で技能実習生から本当らかになると技能実習が継続できないと思えば、事実と異なる回答をする技能実習生が多いことも想定されるのではないでしょうか。その点についます。

〇政府参考人(西山卓爾君) 委員御指摘の調査 以った費用、実習実施者や監理団体に対して支 まそ二千人規模で、来目前に送り出し機関等に支 よそ二千人規模で、来目前に送り出し機関等に支 とこ千人規模で、来目前に送り出し機関等に支 は、技能実習生については来目前の多額の費用負 は、技能実習生について、外国人技能実習生お

ございます。習生から直接ヒアリングを行うこととしたもので習生から直接ヒアリングを行うこととしたもので実地検査等の機会を捉え、調査票を用いて技能実

制度の在り方を検討するに当たり、適切に分析、す。また、本調査によって得た結果については、でその時期をお示しすることは困難でございます。また、本調査によって得た結果については、できるにり方を検討しているところでございますが、現時点でより方を検討するに当たり、適切に分析、適比事案の個別具体的

○高良鉄美君 実態調査ということですから、実態と離れてしまっては余り意味がないということがあって、是非とも、今のちょうど答えのように、分技能実習生の二千人規模ということですので、分技能実習生の二千人規模ということですので、分技能実習生の二千人規模ということですから、実態調査ということですから、実

もう時間がなくなってまいりましたので、このたいと思います。

ありがとうございます

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水へ

ります。今日もその続きでございます。 族法制度の関係について質問させていただいてお た日来、古川法務大臣に子供の幸せづくりと家

私自身、滋賀県知事時代から、子供の虐待死亡したのは、実母や実夫が虐待の当事者になっていしたのは、実母や実夫が虐待の当事者になってい場の大津市と埼玉県の本庄市の虐待事案、紹介させていただきましたが、最もつらいのは虐待死亡で」。

は第三次から第十七次、二〇〇三年から二〇一九が、資料一を御覧いただけますでしょうか。これ原労省などがその調査結果を示しております

しまうという本当につらい事案でございます。 機 でございます。平均すると一年間に五十人、子供 が殺されていると、本当にもう何ともつらい数字が殺されていると、本当にもう何ともつらい数字が殺されていると、本当にもう何とものでござい ますが、この十五年間で七百七十人もの子供さん せますが、この十五年間で七百七十人ものでござい 早年までの虐待死亡例、心中を除いたものでござい 早年までの虐待死亡例、心中を除いたものでござい

そこで、この報告書の中から養育者の世帯の状況を見ますと、実父母が最も多くて、十五年間の況を見ますと、実父母が最も多くて、十五年間のでは統計になっていますが、離婚、未婚、死別、では統計になっていますが、離婚、未婚、死別、では統計になっていますが、離婚、未婚、死別、では統計になってい較させていただきますと、例えば二〇一九年の国民生活基本調査では、児童のいる世帯は千百二十二万世帯です。その中で、一人親の世帯は千百二十二万世帯です。その中で、一人親の世帯は千百二十二万世帯です。その中で、一人親の世帯は七十二万四千となると、約六・五%です。その六・五%に対してこの二七%というのは大変高い。つまり、虐待死させてしまった一人親の比率は高いと言わざるを得ない。これだけハイリスクだということです。

ます。

親権者として選ばないといけないと思い込んでいこ人に一人の一人親が貧困状態という、そういただいておりますけれども、なぜ一人親が苦しいただいておりますけれども、なぜ一人親が苦しい状態なのか。そして、この一人親の国際的な比率の統計データというのは余りないんですけれども、背景として決められております。言うまでもなく、民法八百十九条です。ですから、多くの日本人が、大人も子供も親が離婚したらどちらかを本人が、大人も子供も親が離婚したらどちらいを本人が、大人も子供も親が離婚したらどちらいを和権者として選ばないといけないと思い込んでい

すので。
るところがございます。法律もそうなっておりま

しょうか。よろしくお願いいたします。て、それぞれどのように認識なさっておられるでて、それぞれどのように認識なさっておられるで機関の間での情報共有の現状と課題につきまし機関の間での情報共有の現状と課題につきまして、警察庁さん、文部科学省さんにお伺労働省さん、警察庁さん、文部科学省さんにお伺

児童虐待の対応に当たりましては、児童相談所、市区町村、警察、学校などの教育機関など関する係機関が、児童やその家庭の養育環境等に関する情報、考え方を適切に共有し、連携して対応して情報、考え方を適切に共有し、連携しては、児童相談

〇政府参考人(岸本武史君) お答えいたします。

ございます。

「このため、児童福祉法の規定に基づきまして、とのため、児童福祉法の規定に基づきまして、地域の実情には、警察、学校など様々な機関が参画をし、関係機関の連携強化、情報共有を図る仕組みとしている。

しかしながら、個々の虐待事案の対応の検証のしかしながら、個々の虐待事案の対応の検証報告でもその旨報告をされているとっているといった課題が指摘であるができましては、関係者との連携が十分になされておりまして、先ほど御指摘ございました第十七次の検証報告でもその旨報告をされているところでございます。

厚生労働省といたしましては、要対協で個々の事案が確実に議論をされ、方向性を決することがを実施するなど、関係者の連携強化に向けた支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。を引き続き行ってまいりたいと考えております。を引き続き行ってまいりたいと考えております。を引き続き行ってまいりたいと考えております。を引き続き行ってまいりたいと考えております。を引き続き行ってまいりたいと考えております。を引き続き行ってまいりたいと考えておりましては、要対協の実効性重要である、との関係機関とがしっかりと連携をしては、要対協で個々の事案につきましては、学校と児童相談所や警察等の関係機関とがしておいましては、要対協で個々の事業が確実に表す。

このため、文部科学省では、福祉の専門家であ

るスクールソーシャルワーカーの活用等による日電がいるところでございます。

虐待による痛ましい事案が今なお生じていることは誠に遺憾でありまして、文部科学省としてとは誠に遺憾でありまして、文部科学省としてとは誠に遺憾でありまして、文部科学省としてとは誠に遺憾でありまして、文部科学省としてとは誠に遺憾でありまして、文部科学省としてとは誠に遺憾でありまして、

○政府参考人(住友一仁君) お答え申し上げます。

助要請に対して確実に対応しているところでござを確保するためということでは、児童相談所からの援利かことが重要であると認識をしております。そして、警察においては、児童相談所に通告し、又は事案の情報を全てこれ児童相談所に通告し、又は事なの情報を全てこれ児童相談所に通告し、又は警察が連携をしているほか、児童相談所や学

がされているところでございます。十年七月の政府の緊急総合対策において示された上年七月の政府の緊急総合対策において示されたに対する危険性が高い三類型の情報について共有に対する危険性が高い三類型の情報に対しては、平成三

います。

さらに、学校からは、明らかな外傷があり、身本的虐待が疑われる場合等に警察へ情報が共有されているほか、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合等に警察へ情報が共有さがより、身体の虐待が疑われる場合等に警察へ情報が共有さがます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。 ●露においては、引き続き、市町村が設置する 響察においては、引き続き、市町村が設置する 響察においては、引き続き、市町村が設置する 響察においては、引き続き、市町村が設置する 響察においては、引き続き、市町村が設置する

で。派出所は二百三十あるんです。ということでございますが、私、現場で知事をしているときに、例えば児童相談所、当時二つしかなかったんです。今三つに増やしました、滋賀県なかったんです。今三つに増やしました、滋賀県で、派出所は二百三十あるんです。

そして、今日、山下委員も派出所がどんどんということでしたけど、やはり地域の減っているということでしたけど、やはり地域の大流のさんが地域地域で本当に子供たちにケアをたて百三十。小学校と派出所、警察がもっともった日常的につながることで、例えばアメリカの学校では子供たちのファミリーカルテというのを作っているんです。この子供さんは親御さんがどうなっている、ここは、日本では個人情報だからと、親が離婚したとかあるいは一人親だとか、そういう情報は余り学校には出さないということもあると思うんですが、ここのところは子供目線あると思うんですが、ここのところは子供目線あると思うんですが、ここのところは子供目線あると思うんですが、ここのところは子供というに、学校も、親が離婚したとかあるいは一人親だとか、そしていただけたらものともつともっともつと協力していただけたらと思います。

まだまだ福祉の中には、警察との連携あるいはまった。

るために、私自身は、共同養育、共同親権という経済的にも精神的にも社会的にも。これを改善すをした子供たちが大変つらい状況の中にあると、併せて、先ほども申し上げました離婚、親が離婚今日、二点目ですけれども、実は子供の虐待と

閣府の男女共同参画局です。

閣府の男女共同参画局です。

閣府の男女共同参画局です。

閣府の男女共同参画局です。

関府の男女共同参画局です。

関府の男女共同参画局です。

関府の男女共同参画局です。

います。

特に五のところを見ていただきたいんですけれども、配偶者間、内縁を含む配偶者間における犯罪の性別被害者の割合、これ警察庁調べですけれども、暴行や傷害は九割以上女性が被害者です。ところが、殺人になりますと、女性が五五・六でところが、殺人になりますと、女性が五五・六でところが、殺人になりますと、女性が五五・六でところが、殺人になりますと、女性が五五・六でところが、殺人になりますと、女性が独されている、つまり、夫が殺されている、つまり、夫が殺されている。

があるか、女性の場合には三割ですが、逆に、男的圧迫、性的強要、いずれか一つでも受けたことも、女性の方が、身体的暴行、心理的攻撃、経済を、女性の方が、アンケート調査による被害経験で

性、夫側も二割あるということで、この辺り、どうしても家庭の中のことは表に出にくいんですけっしても家庭の中のことを是非、先ほど来の民法れども、この辺りのことを是非、先ほど来の民法んですが、離婚後の単独親権制度の立法趣旨には、配偶者からの暴力を防止するという意図があるのでしょうか。法務大臣の御見解をお聞かせくさい。

#### 

全母の離婚後の親権制度につきましては、離婚 との意見がある一方で、父母の双方が子供の 養育に関わることで、離婚後に子供の養育に関す る事項について適時に必要な判断をすることが困 がなるといった意見もございます。いろいろ議

現在、委員も御承知のとおり、法制審議会の家、現在、委員も御承知のとおり、法制審議会の家ですけれども、この離婚後の親権制度の在り方に関つきましては、離婚に伴う子の養育の在り方に関わる非常に重要な課題の一つだというふうに考えているところです。

# ○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

か。

いう質問なんですが、それに対してはどうですいう質問なんですが、それに対してはどうでかという意図があるのかと者からの暴力を防止するという意図があるのかと

うことは難しいんじゃないかというシンプルな、を営まない父と母が共にその親権を行使するとい会情勢や生活の状況等を考えたときに、共同生活いと思います。恐らく、想像しますに、当時の社いと思います。

趣旨になっているんですけれども。 ことで単独親権を決めて、それが明治民法の立法 ことで単独親権を決めて、それが明治民法の立法 実はこれ、大変確かにシンプルなんです。明治

今法務大臣がおっしゃったように、昭和二十二今法務大臣がおっしゃったように、昭和二十二年当時も、実は子育ては女性がしているので、ですの親権は圧倒的に男性が取っているんです。です都合で単独親権が残ったと。当時の男女同権ということを見ると、昭和二十二年前後に半年ほど、離婚後は男女同権だったら共同養育、共同親権だろうというところで、そういう時期も半年ほど、ろうというところで、そういう時期も半年ほど、ろうというところで、そういう時間を対しているのに、こ年当時も、実は子育というというというというというというによりにいるの。

法、じゃない、明治民法ですね、明治の民法においないという御理解でよろしいでしょうか。 〇政府参考人(金子修君) その点……(発言する者あり)その点に関してもいろんな御意見があろうかと思いますが、少なくとも現行の単独親権制度を導入した当時の文献等に今御指摘のような趣度を導入した当時の文献等に今御指摘のような趣度を導入した当時の文献等に今御指摘のような趣度を導入した当時の文献等に今御指摘のような趣度を導入した当時の文献等に今御指摘の最力と単独親権制度、共同親権制度というのは直接立法趣旨には関

○国務大臣(古川禎久君) それに、この明治憲法、じゃない、明治民法ですね、明治の民法においては、もう委員も御存じのとおり、婚姻中も単いては、もう委員も御存じのとおり、婚姻中も単いては、要は一人という、単独親権という意味においては原則的にそれを踏襲したのかなというようなに、要は一人という、単独親権という意味においては原則的にそれを踏襲したのかなというようなに、要は一人という、単独親権という意味においい。要は一人という、単独親権という意味においい。要は一人という、単独親権という意味においい。要は一人という、単独親権という意味においては原則的にそれを踏襲したのかなというよびらい。 で、要は一人という、単独親権という意味においいのでは、要は一人という、単独親権という意味においては原則が、いずれにしても、その暴力というが正確にここで答弁することはちょっと結び付かないなという印象です。

かなしで、おまとめください。

明治 | 独親権、直接立法趣旨に関わるものではないとい大臣も民事局長も、この配偶者からの暴力と単一の嘉田由紀子君 時間来ております。

う答弁と御理解させていただきます

す、よろしくお願いします。権、この点については、法務大臣、短くて結構でり)あっ、はい。子供の虐待死との関係で単独親最後、現行民法の離婚後の……(発言する者あ

○委員長(矢倉克夫君) 時間過ぎておりますの

じゃ、法務大臣、一言

○国務大臣(古川禎久君) 今ちょっと、非常にこれ、ちょっと丁寧に御答弁をした方がよろしいの

○委員長(矢倉克夫君) 時間過ぎておりますの

○嘉田由紀子君 済みません、時間過ぎています

○委員長(矢倉克夫君) 本日の調査はこの程度に以上で終わります。ありがとうございました。

午後一時八分散会